

令和元年第3回せたな町議会定例会 第1号

令和元年9月24日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1 号 令和元年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 2 号 令和元年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 3 号 令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 4 号 令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 5 号 令和元年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6 号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 12 議案第 7 号 せたな町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第 8 号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第 9 号 せたな町行政財産使用料条例等の一部を改正する条例について
- 15 議案第10号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第11号 せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第12号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第13号 せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例等の一部を改正する条例について
- 19 同意第 1 号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 20 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 21 報告第 1 号 平成30年度健全化判断比率の報告について
- 22 報告第 2 号 平成30年度公営企業資金不足比率の報告について
- 23 認定第 1 号 平成30年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 24 認定第 2 号 平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 25 認定第 3 号 平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 26 認定第 4 号 平成30年度せたな町介護保健事業特別会計歳入歳出決算について
- 27 認定第 5 号 平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 28 認定第 6 号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 29 認定第 7 号 平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について

- 30 認定第 8 号 平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 31 認定第 9 号 平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 32 認定第10号 平成30年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 33 認定第11号 平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計歳入歳出決算について
- 34 認定第12号 平成30年度せたな町病院事業会計決算について

○出席議員（12名）

1 番 吉 田 実 君	2 番 梶 田 道 廣 君
3 番 本 多 浩 君	4 番 橋 本 一 夫 君
5 番 熊 野 主 税 君	6 番 道 高 勉 君
7 番 大 湯 圓 郷 君	8 番 横 山 一 康 君
9 番 石 原 広 務 君	10 番 平 澤 等 君
11 番 菅 原 義 幸 君	12 番 真 柄 克 紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	成 田 円 裕 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	小 板 橋 司 君
財 政 課 長	佐 野 英 也 君
税 務 課 長	高 橋 純 君
町 民 児 童 課 長	濱 口 喜 秋 君
認 定 こ ど も 園 長	鎌 田 郁 美 君
保 健 福 祉 課 長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	佐 藤 英 美 君
水 産 林 務 課 長	横 川 洋 二 君

建設水道課長	丹	羽		優	君
会計管理者	萩	原	勝	幸	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	小	林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	河	原	泰	平	君
税務課長補佐	濱	登	幸	恵	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
水産林務課長補佐	八	木	忠	義	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
経営戦略室次長	手	塚	清	人	君
財政課主幹	井	村	裕	行	君
財政課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	黒	澤	美	知子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	竹	内	亜	希子	君
保健福祉課主幹	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
総務係長	中	山	康	春	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
まちづくり推進係長	松	原	孝	樹	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
財政係長	稻	船	洋	志	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太郎	君
農政係長	大	庭		啓	君
耕地係長	斉	藤		真	君
水産係長	油	谷	好	彦	君
土木係長	桑	田	一	良	君
水道係長	大	野	秀	幸	君
水管係長	高	橋	真	一	君

《大成総合支所》

支 所	長	杉 村	彰 君
次	長	佐々木 正 人 君	
大成診療所事務	長	古 守 幸 治 君	
主	幹	奥 村 大 樹 君	

《瀬棚総合支所》

支 所	長	上 野 宏 行 君
養護老人ホーム三杉荘所長		横 川 忍 君
次	長	増 田 和 彦 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	神 田 昌 君
次 長	古 畑 英 規 君
瀬棚教育事務所長	杉 村 輝 明 君
主 幹	山 本 亨 君
学校給食センター副所長	久 津 間 智 君
総 務 係 長	長 内 解 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
農 地 係 長	小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君
事 務 局 総 務 係	原 田 翔 太 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達していますので、令和元年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、熊野主税議員、6番、道高勉議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月30日までの7日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月30日までの7日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3点行政報告を申し上げます。

まず1点目、旧瀬棚養護老人ホーム三杉荘財産処分に係る補助金返還について報告いたします。瀬棚養護老人ホーム三杉荘につきましては、平成29年度、30年度の2カ年事業により改築工事を実施し、昨年10月1日より新たな施設で運営を開始しており、一連の整備事業である旧施設の

解体工事についても本年3月に終えております。しかし解体工事を進めるにあたって、本施設がこれまで国の補助金等の交付を受け整備を行ってきたため、北海道より補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいた財産処分手続きが必要との連絡を受けたものです。本来、当初の事業計画申請段階において、解体工事に関わる補助金の取扱いについても北海道と十分な協議、精査を行い議会への説明を行うべきところでありましたが、職員の認識不足によりまして議会に対しまして説明することができなかったものでございます。町としては、補助金返還が発生しないよう国に対して、建物耐震診断により地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、または崩壊する危険性が高いとの判断結果が出されていることや、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき実施された北海道の基礎調査により、施設及び周辺区域が土砂災害警戒区域に含まれていること等から、立地上、構造上危険な状態にある施設の取壊しとなる特例の包括承認事項での財産処分として取り扱いしていただくべく取組を進めて参りましたが、承認を得ることができませんでした。

なお財産処分納付金として国への補助金返還額につきましては、2,861万7,370円で本定例会におきまして補正予算をお願いするものでございます。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様に対し、心からお詫びを申し上げます。

今後このようなことが起きないよう職員に対して指導の徹底を図るとともに、一層のチェック体制の強化を進めて再発防止に努めてまいります。

次の工事発注状況、それから町長、副町長の動向報告につきましては、お手元に記載のとおりでございます。省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

2番、榊田道廣議員。

○2番（榊田道廣君） それでは先に提出しております件についてお伺いをいたします。

今後の特定空家と一般空家対策についてでございます。町では平成29年度より2年間、特定空家対策として解体費用の一部を補助しています。当初平成29年、30年の予定での計画でしたが解体をする方が多いため、31年度も継続事業として続けてきました。しかしこの3年間で解体できたのは60件弱と、町で把握している特定空家の約1割にしかすぎません。今後も解体を希望される方がいると予想される中、町として継続する考えがあるのかお聞きします。

また、十分居住が可能な空き家も高齢化の中で増えており、このまま放置することで特定空家になってしまう可能性も十分考えられます。そうした空き家を整備し利活用してもらうことを考えるのも空き家を増やさない定住促進という観点からも大切なことだと思います。

以前の事業で、せたな町住宅リフォーム助成金事業がありましたが、現在行っている特定空家対策とともに複合型整備事業として行う必要があると思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 梶田議員のご質問にお答えをいたします。

特定空家の対策につきましては、平成２６年に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法第１２条の規定に基づき、倒壊や建築部材の飛散のおそれがある危険な空家等の除却に要する費用に対して交付する、せたな町空家等除却補助金制度を整備いたしまして平成２９年度より国の交付金を活用し、運用しております。このうち平成２９年度における特定空家の解体実績は２０件、平成３０年度は２５件となっており、今年度に入りましても調査依頼件数の総数は９月現在ですですに２１件に達しており、このうち１０件が特定空家として認定され解体されております。特定空家となりうる空き家の調査依頼は、今後も続くことが見込まれますことから、空家等除却補助金制度をさらに延長しまして実施していく必要があると考えております。

また議員ご指摘のとおり十分居住が可能な空き家につきましては、放置されることで、いずれは特定空家となってしまう可能性がございますが、空き家の利活用という観点では、平成２８年度に整備しました空き家バンク制度がございます。この制度は、空き家の売買や賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、せたな町へ移住定住を希望する方に対して情報を提供するシステムですが、これまで４件の空き家バンクへの登録がありました。このうち２件は所有者と利用希望者の交渉が成立し売買された経過がございます。今年度に入りましても、現在、大成区内で登録されている２件の空き家について、道外の方から売買に関する数件の問い合わせがあるなど、空き家バンク制度へ登録していただくことで、登録された空き家が有効的に活用される可能性が十分あります。空き家を増やさない定住促進への対策などに繋がるものと考えております。

さらに、せたな町移住定住促進住宅奨励金制度を平成２７年度に創設し、中古住宅を購入する方に対して奨励金を交付しております。こちらにつきましては、せたな町内に住宅を建設する方、または住宅を購入する方に対して、奨励金を交付することにより住宅の建設を誘発し、人口減少等による空家対策の一助、移住定住化の促進と地域経済の活性化を図ることを目的として進めております。

いずれにいたしましても空き家の倒壊や建築部材の飛散など、地域の皆様に危害を及ぼすおそれのある危険な空き家の除却を最優先に進めて行き、その後、一般空家の対策やリフォーム助成金事業など検討していきたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○２番（梶田道廣君） 再質問させていただきます。

今、町長の方から初年度２０件、２年目が２５件というお話しがありました。私の把握しているところでは約５６８件の特定空家、これが全てではないようではあるようです。特定空家の対策ということで何年というふうな年数を切るのか、それとも何パーセント、何百件というように切るのか、いずれにしても数の少なくなるまで、できるだけ長期にわたってこの事業はぜひとも進めていただきたいと思います。また、せたな町住宅リフォーム助成金と、今町長がおっしゃいました空き家バンクですけれども、空き家バンクはもう何年も前からしておりますけれども、実際に利用さ

れてる方は現在でまだ4件しかない。そのうち2件は購入されたということですが、2件しかない。

また今年、新たに始められましたせたな町賃貸住宅整備促進支援事業、これにつきましてはまだ申し込みがゼロというようなことだそうです。それで思うんですけれども、このいずれの事業に対しましても町のPRというのか、広報が届いてないんじゃないかと。知らない方が多くまだいるんじゃないかと。特定空家についても、まだこうして毎年毎年来るということはまだまだ周知が足りてない部分もあるのかと思うんですけれども、そこら辺のことをもう一度よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず特定空家につきましては、まだ相当数残ってるという状況でございます。これは所有者の理解もいただかなければならないことでありますが、いろいろな事情で解体ができずにこうして残されているという状況もございますので、その辺も十分私たちとしても所有者に対して説明をして、できるだけ除却が進むようにそうした取組を進めていきたいと思っております。

それから空き家バンクであります。これも先ほど申し上げましたように将来とも使用しないというような住宅につきましては、ぜひ空き家バンクに登録をしていただいて広く新たな利用者を募集するというようなことも大事なことでござりますので、これも進めてまいりたい。

それから賃貸住宅の整備促進事業であります。これもまだ利用者がいないと、この一つの原因としましては非常に今、建築業者が忙しいというような理由も一方であるようでございますので、これは引き続き来年度につきましても継続させていただいて、しっかりこの事業を利用させていただけるようにと思っております。いずれにいたしましても、このような町の事業につきましてはしっかりとこれから町民の皆さんにも周知をさせていただいて、これらの事業の利用を促していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員よろしいですか。

○2番（梶田道廣君） はい。

○議長（真柄克紀君） それではこれで梶田議員の質問を終わります。

続いて8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） では質問させていただきたいと思っております。

本日は人・農地プランの実質化ということで町長のご意見をお伺いしたいと思っております。せたな町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、農家の高齢化、そして後継者の問題など年々厳しさを増しております。このような状況の中で持続可能な農村を維持していくためには、少なくなる人で誰が農地を守っていくのか。このような人の問題と農地の問題をバラバラに考えるのではなく、一体的に考えていく必要があると思っております。この問題を解決していくために、既に国は平成24年より地域の将来を見据えた話し合いを通し、地域が抱えている後継者の問題、そして農地の問題などを解決するための計画、いわゆる人・農地プランを作成するよう求めています。現在、全国で約1万5,000の地域でこのプランが作成されているようですが、現実には、その要となる地域での話し合いが少なく、このプランの形骸化が指摘されております。そのため今年度、国は人・農地

プランを実質化するために農地利用のアンケート調査の実施、それに基づいた現況の把握、そして地域での話し合いを通じて、それを地図に落とし見える化をして、今後将来５年後、１０年後、この地域を誰が担い手となっていくか明確化するように求めています。国のこの方針を受け、せたな町として人・農地プランの実質化に向けて、今後どのように取り組んでいくおつもりか、町長の所見を以下２点について伺いたいと思います。

初めにせたな町では、ほとんどの農家が認定農業者となっております。すなわち農業の担い手として認められております。これは国の実質化の判断基準では、既に実質化されているというふうになっております。しかし今年出された国の方針、農地利用のアンケート調査の実施、それに基づいた現況把握、そして一番大事な地域での話し合い、これに沿った形でこのプランを実質化させていく計画があるのでしょうか。

２番目にせたな町は中山間地域を含む厳しい土地条件の中で営農をしている農家が数多くを占めています。これらの地域では、後継者の不足、そして担い手の高齢化という問題、早急に対策をとらなければ地域農業の維持が困難になっていくと思われます。これらの地域で先行して、この人・農地プラン実質化に向けて取組を進めていくご計画はあるのでしょうか。

以上２点伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員の質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、人・農地プランは、農業者の話し合いに基づき地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確にするものとして平成２４年から各市町村で作成され、当町では平成２４年１２月に作成され、平成２６年の農地中間管理事業の推進に関する法律制定時に農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として法律上位置付けられました。

まず１点目の国の実質化判断基準では、既に実質化しているとなっているが、国の方針に沿った形でプランを実質化させる計画はあるのかというご質問ですが、国の実質化の判断基準は、対象地区内の農地面積の５０％以上が中心経営体の現状面積であれば、実質化しているとの判断であることから当町対象地区１７地区は、すべて実質化していると判断したところでございます。

現在、地域や農協から実質化に向けての要望がないことから実質化の計画はございません。

２点目の後継者の不足、担い手の高齢化など、早めに対策をしなければならない地域で人・農地プラン実質化へ向けての取組を進める計画はあるのかという質問ですが、これについては現在、せたな町人・農地プラン検討会において現状把握をしております。このことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○８番（横山一康君） 今、町長から既に実質化されているので、これ以上のことはしていかないという旨の答弁をいただきました。私は、それでは今本当にこの厳しい状況の中では大変だと思います。せたな町、今認定農業者になってる方、６０代の方もいます。７０代の方もいます。８０代の方もいます。それはそれで大変意欲のある農家ですので、その方たちにやっていただくというふうなことはもちろん私も賛成なのでありますが、現実問題その方たちが、今後５年後、１０年後となりますと年がたってしまう。その時になっていろいろ考えていたのでは遅すぎる。このような問

題がありますので、今、国がこのような実質化をしましょう、このようなプランをもう一度地域で立て直しましょう。もちろん実質化していることは、せたな町わかっているんですけど、その実態は、先ほど言いましたようにかなり60代以上の方が担い手となっていますので、本来のところその人達、今後どうなるか非常に不明確なところがありますので、ぜひそこをもう一度お考えできないか、ご答弁願えればと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

実はこの人・農地プランの実質化ということにつきましては、議員もご承知のように農地バンク事業の円滑な推進を図るということが一つの目的となっております。したがって農地バンク事業を利用するためには、これを実質化しておかなければならないということになっております。この部分はせたな町としてはクリアしているということでございます。

ただ横山議員が心配しておられます農業者の高齢化による遊休農地ですが、こうした問題についてでございますが、これは私たちとしては、それぞれの地域にしっかりとした中核農家の確保が大事だと思って、そうしたことを目指して農政の推進もしておりますが、いずれにしましても、この計画、人・農地プランの実質化も、もちろんそうではありますが、そうしたことよりも、どのようにして農業を次にしっかりつないでいくかということだと思います。その一つの役割を担っているのが農業委員会ということになりまして、ここでそうした農地の集積や斡旋といったことがしっかり現在のところ行われている状況でございます。町といたしましても農協等としっかり連携を図りながら、そうした状況が発生しないようにこれからもしっかりと取り組んでまいりたい。この人・農地プランの検討委員会の中にも農協、それから農業委員会等さまざまな団体がメンバーとなっておりますので、いろいろな角度からいろいろなチャンネルを通じてこうした事案が発生した時には、それぞれしっかりと対応できるものと考えております。いずれにいたしましても、それぞれの地域で、そうした状況が発生したということについては、ぜひお知らせをいただいて、そうした部分の取組をこれからもしっかりと進めて参りたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） ただいま町長からいただいた答弁では、何か問題があってから対応していく、そのように私は聞こえました。私はもうそのような時代ではないと思います。きちんとどこかが司令塔となって、しっかり計画を立てて先手を打ちながら地域の衰退を止めていく、このような姿勢が非常に大事になってくるものと思っています。その中で私はその一つの材料として、この人・農地プランを使っていけばいいのではないかと考えています。一番大切なことは、地域のことは地域の人達がしっかりと話し合って決める。この姿勢が一番大切なことだと思います。ただ、なかなか農家は隣近所がライバルでもありますから、そのように簡単に話が進みません。ですからこのプランをうまく活用しながら、行政がある程度リーダーシップをとり、このプランには農業委員会が調整役になる、このように謳っておりますので農業委員会が調整役となり、そして農業団体に入ってきていただいて、きちんとした話合いの場を持つというのが、今回私は、せたな町で求められていることだと思います。特に私の住むせたな町の瀬棚区大里地域では、ご存じのとおり急傾斜が多く、土地も狭いです。そのような地域が今後、先にこのような厳しい波を受けますので、できればそのよう

な、特に今後厳しくなってくると思われているような地域で先行して、そのような話合いだけでもいいんです。まずそのような音頭を行政が取っていただければ地域の農家も集まりやすい、このように思いますので、ぜひそこを検討していただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

横山議員からは先手を打って対応していくべきではないかというお話でございました。町としては、なかなか具体的な事案が発生していない中で、そうしたプランを立てるということが難しいと考えているところでございますが、ただ地域からそうした要望があれば、これはこの制度をうまく活用をして、農業委員会の皆さんにもその役割をしっかりと果たしていただくことは可能と思っておりますので、それはさせていただきたい。ただ私たちの方から高齢化しているので、どなたかの土地を将来こうして、ああしてというのは中々難しい話だと感じておりますが、地域の中でそうした認識が共有されておられれば、それは可能なことと思いますので、それぞれの地域によってまた多少温度差があると思いますから、そうした地域の事情なども十分考慮させていただいて、取組を進めることができる地域においては、そうしたことも進めてまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきます。

○議長（真柄克紀君） 続いて9番、石原広務君。

○9番（石原広務君） それでは質問させていただきます。

通告した地域おこし協力隊制度についてです。地域おこし協力隊制度とは人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力の活動を行ってもらい、定住、定着を図ることで意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とした制度とされており、せとな町にとっても有効活用すべき制度と考えています。

そこで次の3項目を町長にお伺いします。

今まで何人の地域おこし協力隊員を委嘱し、どの部署に配属し、その業務内容についてお伺いします。

2番目、地域おこし協力隊制度の評価及び反省点についてお答えください。

3番目、今後この制度をどのように活用されていくお考えなのか示してください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員のご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊制度は、都市地域から過疎地域等へ移住し、生活の拠点を移した方を町が地域おこし協力隊員として委嘱、隊員は概ね1年以上3年以下の一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組として平成21年度に創設され約10年が経過しております。近年、総務省が行った地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査では、任期終了後、約6割の隊員が同じ地域に定住しており、そこで起業や就業に繋がっている状況となっております。

1点目のご質問ですが、当町では平成26年度から地域おこし協力隊制度を導入しており、今年度までの6年間で11人の隊員を委嘱しております。その配属先については、産業振興課や観光協

会、農務課や農業センター、まちづくり推進課や社会福祉協議会などに配置しまして、それぞれの配属先で専門的な業務を担い、地域力の維持、強化を図っております。

2点目のご質問については、評価及び反省点ということですが、隊員の方はそれぞれの部署や業務において、個々の能力や専門的なノウハウを弾力的かつ横断的に発揮され、地場産業の発展や地域の活性化へと着実に繋がっており、地域の実情に応じた活動支援が行われていると評価しております。

一方で反省点としましては、隊員になられる方は、大いなる期待と自らのスキル、大きな活動イメージなどを持って着任しますが、隊員自身の人柄と地域性の相違、個々のコミュニケーション能力がうまくマッチングしない場合、活動への大きな障壁となりますので、隊員に対するサポート体制を充実していかなければならないと考えております。

3点目については、今後この制度をどのように活用していくかというご質問ですが、この制度の目的にもありますように、生活の拠点を移した方が地域協力活動を行いながら、その地域に定住、定着していただくことが最終目的であると考えております。そのためには自分の希望する仕事や将来に向けて自立できるような仕事に従事するなど、今後はフリースタイルで働ける体制づくりに努め、その中で将来に向けた自分探しをしていただきたいと考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 再質問させていただきます。

まず26年から6年間で11人、その11人の中に、町として町長として、しっかり考え方あるいはビジョンそれをどのように示してきたか、そこを明確にお答えいただきたいと思います。これは今朝の新聞の社説なんです。いろいろこの地域おこし協力隊のことで書かれているんですが、外の知恵を生かす工夫をとしていて、隊員側の確かに問題もあるというふうにも述べているんです。だけど基本的にこの制度を運用した時から、これはあくまでも私の認識ですが、3年以降のビジョンが全く示してないなっていうふうにししか取れないんです。本当にこの町に定住して、この町で暮らしたいと意欲を少し持ちながら、間違いなくせたな町の、この地域おこし協力隊制度を運用しながら協力隊員として自ら委嘱されるべく応募してるはずなんです。確かに自ら協力隊員は自分の職探し、居場所探しをするべきというのは基本かもしれませんが、せっかくこの町にそういう制度を利用しながら意欲があって、繰り返しになりますけど来ていただいているんです。基本的に協力隊員に対するということじゃなくて、基本的に町長自身がこのせたな町、地域を起こすまちづくりをきちんと進めていく、そういう考えが根本からなされているのかなというふうに疑問を持つ、これは持たざるを得ない状況、きつい指摘になるかもしれませんが、その辺のビジョン、あるいは今後の地域を起こすまちづくり、基本的な考えから再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。これまでの町の地域おこし協力隊の募集につきましては、どちらかというと専門的な能力を持った方に、そうした見地から町の事業を支援していただくということが中心でございました。しかしこうしたことでは、なかなかその後の定住に繋がらない、繋がっていないという状況が出ておりまして、これはこれで良しとし

ながらも、やはりしっかりと移住、定住を目指した協力隊員の公募ということもこれからしていかなければならないなと感じているところでございます。

そこで先ほどの答弁でも、フリースタイルの公募という話をさせていただきました。このフリースタイルとは、例えば実践例で申し上げますと、北海道のある町では、ラーメン店が体調不良のための店を閉めなければならないと。そうしたときに、このお店を継いで継続して店をやっていただけの後継者を地域おこし協力隊で募集すると。これは実際、協力隊員がしっかりと後継者となって復活をさせているという例もございます。せたな町におきましても、現在、離農した酪農家を復活させるということで今1名の方が地域おこし協力隊として活動をしていただいているところでございます。こうした取組によりまして確実に移住、定住が図られるということを今後これからも進めて参りたいと考えているところでございます。今日の北海道新聞にもございました。やはりここでも指摘されておりますが、やはり受ける側と来る側のミスマッチ、これを防ぐということが大事なことでありますから、隊員を受け入れる私たち自治体が、募集に際して積極的に期待する仕事、役割というものを示して双方納得の上で活動をしていただくということが大事なことというふうに感じているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の質問の中で、その協力隊の人方を採用しながらどういうビジョンの中で地域づくりをしてきたかという形の質問なんですよ2回目。その辺について全く触れていないんですけど、その辺どうお考えか示したほうがよろしいと思います。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの全体の中でその話をさせていただいたつもりでおりますが、改めて申し上げますと、やはり私たちとしても反省点は多々あります。そうした反省点をしっかり考えながら、これからのこうした取組を進めてまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 議長から答えてないというご指摘いただいて、もう少し明確に示していただきたいというのが本音です。反省点が数あるというふうに町長からはそのような内容でご答弁いただきましたけど、町で地域おこし協力隊員を採用する時に、これは常任委員会の席なんですけど私の認識では酪農関係、この方に関しては担当もしっかり4年以降も定住をするべく担当として努力をするというようなご答弁いただきました。多くは細かくあまりは言わないですけど、まずその疑問に思ったのは、60代で社会福祉協議会の事務長とかそういうところに地域おこし協力隊制度を運用した時に、その社会福祉協議会の事務職に携わって、仮に3年勤めた、4年以降どのようにその定住を促すような考えが町から提示されるのかなという疑問が、その時は起こりました。私は地域おこし協力隊制度、要は外部からせたな町の魅力が町から発信されて、それを基に自らその協力隊員としてせたな町に応募して、町に定住しながら、移住しながらもっと自分なりに専門的な知識を持ってる方と町長おっしゃいましたから、そういう見地も知識も役場のそれぞれの部署の担当と合わせて、今後も発信、そしてまちづくり、観光も含めて産業振興、そういう広い見地から基本的に地域おこし協力隊制度は活用するべきと思うんです。いろいろな問題点があります。ある方が任期途中で退職された。その方と個別に話をしたことがあるんです。その方はあえてはっきりは言いませんでした。4年以降のビジョンが無いからじゃないんですか。町を思っただけなのか、はっきりは

言わなかったにしても、そのようなことが本当に残念だと、この町を去った方もいます。である方は、これははっきり自分が聞きました。任期3年間の間で2年目でしたか、町長ではないんでしょうけど、おまえの仕事はもうないんだ、せとな町のマスコットキャラクターセターナちゃんに入らんないんだよ、それでよければ残っていいよというふうに最終的に言われたと。それで去っていった方もいるんです。町長それが事実かどうかは自分はある程度確認はしてません。外部から来た人間がそういう悔しい思い、残念な思いをして出て行った時にこのネット社会で、それを発信してしまうんです。確かにコミュニケーション、なかなか地域に馴染めなくて、その人柄、性格も要はあるでしょ。そこも町側がきちんとフォローするような体制で。何回も言います。せとな町の魅力発信、地域を起こす、まちづくりを進める、産業振興を発展させる、そういった取組を町長、町長自身の考えをはっきり持っていただきたい。地域おこし協力隊員ではないんですけど、あるイベントで、協力していただいた役場職員が自己紹介する場面があったんです。その中でこの春に採用された職員から、この2月に真冬の2月に太田神社に登ったんだと、それがきっかけの一つで私はせとな町に就職を決めましたということを皆さんの前ではっきりおっしゃった職員がいたんです。要は町長、舵取りをされている町長自身がこのせとな町にどのような将来像を描いているのか。発信力も含めて役場職員、若い人達の意見を聞きながら進めていただきたい。その上で地域おこし協力隊制度を、ぜひ前向きな活用していただきたいと思います。あえてここで申し上げます。国からお金が来るからこの制度を運用するんだと。それやってはいけないと問題視されてる。そういう安易な考えだけは持っていただきたくないと思います。少し長くなりましたが明確なご答弁をいただいて質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず先ほどの答弁の中で課題があるというふうに申し上げました。そうした課題を反省してといいますか、これからの取組としては、やはり隊員がどんな形で移住、定住を求めているのかということ、これもしっかり確認していかなければなりませんし、そしてその確認ができれば3年間しっかり応用して、希望を叶えるため町はサポートをするということになるんだと思います。

こうした一方でやはり専門的な能力を求めてお願いをするという、そうした隊員もおりますので、これとまた別に先ほど申し上げましたようにフリースタイルということでそうした募集もしていかなければならない。これからしっかりそうしたミスマッチのないように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、今のミスマッチということではなくて、これからの町長の政策でさらに町を盛り上げるためのビジョンというのはないのかという最終的な質問はそうだと思います。その辺についてももしあれば、私は今の現状の考え方を示しておいたほうがよろしいと思いますが、いかがですか。

○町長（高橋貞光君） 再度、答弁をさせていただきます。何度もミスマッチという反省点でございますが、そうしたことをしっかりと克服していくために、まず協力隊員の希望、こういった形で移住、定住を求めているのかということをしかりそのニーズを押さえてそれに向けて、町は支援していくということにこれからしてまいりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） これで石原広務君の質問を終わります。

1 時間経ちましたので 10 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 09 分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を開きます。

引き続き一般質問を始めます。

6 番、道高勉議員。

○6 番（道高 勉君） それでは私から 2 点について質問をさせていただきたいと思いますが、まず 1 点目でございます。財政健全化のための行財政改革プランの取り組みについてでございます。合併以来、せたな町の貴重な依存財源である普通交付税については、6 月の定例会で町長から合併 15 年後には一つの団体として一本算定に移行され、そして 16 年目の令和 3 年度では平成 30 年度の普通交付税額 45 億 7,000 万円と比較して激変緩和期間終了、そしてまた人口の減少分も含めると 8 億 8,000 万円の大幅な減少となることが明らかとなりました。町民の方々から今後の町財政の運営について、大変心配、どうなるのかという大きな関心を抱いてきているところでございます。

本町の平成 30 年度における標準財政規模は約 57 億円となっております。今後さらなる人口減少、そしてまた経常経費の見直しなどによるせたな町の身の丈に合った持続可能な行財政運営のための検証、そして将来に向けた改善、改革への取組は喫緊の課題であると思っております。

そこで 1 点目として行財政改革プランの策定作りにあたっての今後の具体的なスケジュールでございます。それから今後、10 年間にわたる身の丈にあったせたな町の財政規模はどの程度で、どのように推移していこうとしているのか見解を伺います。また町長は行財政改革を大胆な発想で取り組んでいくとしております。その大胆な発想についての具体的な内容について伺いをしたいと思います。

それから 2 点目でございますが、聖域なき改革を実行するには、経常経費の見直しを始め、町民への公共サービスの縮減、そして公共料金などの負担増、さらに補助金のカットなど、あれかこれかという町民生活に痛みを伴う取組について、これは町民の理解と協力をいただくための説明責任をどのように果たしていこうとしているのか、伺いをしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは道高議員のご質問にお答えをいたします。

本町は、これまで平成 18 年 3 月に策定したせたな町行政改革大綱に始まり、せたな町集中改革プラン、定員適正化計画、そして平成 24 年 4 月にはせたな町行政改革大綱第 2 次を策定するなど、継続的に行財政改革に取り組んでまいりました。

第 2 次せたな町総合計画に掲げた輪になってつなぐせたなの夢未来の将来像を達成するためには、あらゆる施策、事務事業や組織、機構の見直しを行い、限られた財源を有効に活用し、持続可能な行政構造に作り変える行財政改革を継続して推進していかなければならないと考えておりま

す。そのようなことから、せたな町行政改革推進本部を中心として行財政改革プランの策定に向けて取り組みを進めてまいります。

また6月定例会で横山議員の一般質問で答弁している財政計画の策定については、計画期間を10年間として持続可能な財政運営にするために必要な財源を確保し、歳入に見合った歳出、いわゆる身の丈にあった歳出を念頭に財政構造の改革を目指すことを基本に現在、情報、資料収集など事務作業を進めているところであります。予算規模については、合併算定替の段階的縮減により令和元年度の普通交付税は、44億5,000万円で一本算定となる令和3年度には2億1,000万円が減額され、さらに国勢調査の人口減を加えますと大幅な減額が見込まれることから、これに対応するため当町の予算規模を類似団体の目標予算規模75億円に設定し、計画期間内に達成できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。行財政改革の取組で急がれるのは行政のスリム化です。本庁、総合支所間の窓口業務の一元化と効率的な人員配置、類似している公共施設の集約化など、前例踏襲的な発想ではなくて行政全般に思い切った改革が必要と考えております。

2点目についてお答えいたします。議員言われるとおり、町民生活に痛みを伴う改革、見直しについては、地域協議会や地区懇談会等を通じ、その経過、内容、効果及び手続きなど丁寧に町民の皆さんに分かりやすく説明し、理解を求めていくことでしっかりと説明責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 今、町長から答弁を伺いましたが、私がお尋ねしたのは、行政財政改革プラン、これの策定スケジュールです。もう始まっているのかどうかと。やはり私はこれはきちんとあと2年後には、そういう財政の1本化ということで交付税が減る、交付税が56%、5割以上を超える貴重な財源、これが減収となりますとさまざまな施策、事業についての影響は出てくるということから、これは早く取り組むべきでないかというふうに思っているわけでございます。これは18年7月に非常事態宣言を出した経過がございますけれども、これは合併直後でございました。そういうことで緊急的な収入と支出のほうの見合った、要するに予算が足りないということで大変な思いで、その事態を乗り切ったわけでございますけれども、これは今からわかってるわけでございます。ですからそういう1年以内の取り組みというのは、これはやはり私に言わせればちょっと怠慢でないかと率直に思うわけでございます。これが先へ先へと職員を挙げてやはりそういうふうに向かって行くんだということでの体制を早くとっていただいて、町民に対してのやはり厳しい痛みを伴うということについての改革も当然にこれから出てくるわけでございます。これが早め早めにきちんとそういう時間をとって、そして町民に対してもきちんと時間を設けながら、そして説明して理解してもらうということが、これは基本だと思うんです。そういう面でこれから来年だからということになりますと、本当に時間的の無い中での取組というのが、いろいろな面でまた問題といたしますか、信頼されないような状況が生まれるのではないかと、そういう危惧をするわけでございます。それで私は思います。町長がおっしゃったことは、これまでやってきた財政改革の手続き的なことなんです。私は令和の新しい時代のまちづくりに向けて、やはり町民の皆さん方が人口減少、高齢化問題ややっぱり一番福祉の問題だとか、産業の振興だとかいろいろな面での取組について、や

は新しい事業がドンドンドンドン取り組むべきこと、課題が多くあるわけでございます。それに対しての財源をどのように捻出しているかと、それで私はまず1点、再質問の中でちょっと答えてもらいたいと思いますけども、職員の意識改革、これのための職員が財産なんです。職員がやっぱり頑張ってもらわないと困ると思います。ただその職員がそれぞれの分野で一生懸命汗をかいて、そしてこれからの町についてどうなんだと。そのためにはこういった財源が必要なんだということが、プランがきちんとそれぞれあるわけでございます。そのプランに向けた財源の捻出をどうするんだと、そういうことがそれぞれのセクションに意識してもらわないと困ると思うわけです。そのために職員に対する行政改革に向けた、それこそ大胆な発想での取組について、町長に進言できるような職員の意識改革、そういった人材育成、これについてどのように町長は考えているのかということ、まずお聞かせ願いたいと。

それから先ほども言いましたように事務事業の見直しだとか、いろいろな補助金のカットだとか、職員の配置替えとかいろいろあります。これはそのとおりだと私も思います。しかしやはり、前回の行政改革の中では、スクラップアンドビルドということがありました。これは要するに既にスクラップというのは縮小、減少まったくマイナス的なイメージなんです町民にしてみると。また何か減らされるとか、そういうことなんです。私はこの令和における危機を乗り越えるためには、逆にビルドアンドスクラップという意識でやるべきでないかと思います。これからはこういったものが町にニーズとして出てくるんだと。そのための財源を確保するためにこういったものの見直しをしなければならない。スクラップしなければならないという意識改革、そういうスクラップアンドビルドからビルドアンドスクラップのほうに意識を変えた中での取組というものが、そのためにも早く取り組んでいただいて、それぞれセクションで問題を抽出していただいて、きちんと下地を作って、それを議会、町民に説明するような体制を早くとっていただきたいと私はそう思っております。それについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目のご質問にお答えをさせていただきます。この財政問題につきましては、当町、合併町における一番の課題ということで認識しております。新町としての身の丈に合った持続可能なまちづくりをどう進めていくかということにつきましては、私たちは知恵を絞らなければならないと思っております。道高議員からは財源の確保のための職員の人材育成、スキルアップという話がありました。やはりこれからさらに職員を削減していかなければならないということにもなっておりますので、これは一人一人の職員の能力を高めていくということが大事なことでございます。さまざまな研修等もございますし、道との交換、職員派遣ということもございますが、いろいろな経験をさせてそれぞれの個々の職員の能力、スキルアップを進めてまいりたいと、それぞれの配置されたセクションから、さまざまな改革の提案をしていただけるようにというふうに期待をして取り組んでまいりたいと思っております。それからビルドアンドスクラップという提言もございました。これからやはり痛みを伴う改革にも手を付けていかなければならないという中では、議会の議員の皆さん方や町民の皆さん方のご理解をいただくということが前提となります。したがって丁寧な説明をしっかりと果たしていかなければならないと思っておりますが、これは先ほども申し上げましたが多岐にわたる事務事業の見直し、あるいは公共施設などの統廃合という

ことも当然出てまいりますけれども、このビルドという観点から申し上げますと、やはりこれは広域的に機能を有するそういった施設についても、やはり見直しをしていかなければならないと。そうでなければ3つあった施設を1つにするとか、あるいは2つにするとか、そういうことには繋がってまいりませんので、これは当然そういった広域的な機能を有する物をしっかりと整備していかなければならないと思っております。いずれにしましてもこれまで財政の健全化ということに向けて、合併当初から取り組みを進めてまいりました。ここに来て最終段階となると思いますが、さらにしっかりとこれを進めて、将来とも安心して暮らせる身の丈にあったまちづくりをしっかりと進めて、次の世代の皆さん方に安心してこの町に住んでいただけるように、そしてまた高齢者の皆さん方にも安心してこの地域に引き続き住んでいただけるように、そういったまちづくりを目指したいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、今までのスケジュール、今後のスケジュールが一番先に質問されているんです。この点については一切触れてないんですが、この点についての答弁はどうなりますか。

○町長（高橋貞光君） 失礼しました。現在、せたな町行政改革推進本部を中心にして、行財政改革プランの策定に向けて今準備を進めているところでございます。これはさらにスピードアップをさせていただくということにしていきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 再々質問させていただきます。

今、町長が申したように職員の改革、意識改革そしてビルドということで、やはり私は合併15年、16年目が本当のせたな町のまちづくりが始まるのかなという思いでできております。ですから本当に一本算定ということは一つの町でございます。今まで3つの町ということでの交付税特例措置受けましたが、今度は一つですと。交付税は増えることはないと思います。減る一方です。人口が減ります。そして固定資産税が増えたとしてもその分交付税で調整されてるというのがありますので、私はそう基本的には思っております。

ですから私は、これからの事務事業について見直ししながらしっかりとやると、本部も作られてやるということでございます。これもやはり体制についても、そういう今の基本的な柱を建てながら、旗を立てながら、やはり町民に信頼されて理解される。これで行くんだというものをきちんとまとめてあげるには時間がかかるんだと思います。そのためにも私は一つ申し上げたいんですけれども、今までの行政改革の見直しだとかやっていますが、これについては内部の職員関係者がやっております。私はこれからは、10年経って見直しをする時には町民の有識者も入れた、やっぱり今までの行政改革の取組について本当に町民の意見も取り入れるということも、そういう姿勢が必要ではないかと思うんです。ですからその中にもこれまでの評価もあると思います。その中には有識者の方も入れながらしっかりと行政改革の見直し作りについて、策定について進めていただければと思うわけでございます。そういうことでの取組について、まず最後に伺いたいと思います。

そしてまた合併が15年経ちましたけれども、なかなか3町を一つの町というのは、なかなか経費も掛かることです。すぐ一つの町の行政運営というのはなかなかできないと思うわけです。そのためにも合併町村の道内で何町村かあります、その中に連合体があると聞いておりますけれども、やはり地方自治体の意見の反映ということで総務大臣に交付税についての意見を申し出る制度が

あるわけでございます。こういったものを活用して連合体の中できちんとした普通交付税、交付税のそういう特例的な措置のお願いをするということも、15年経ってなかなか一つの町だと大変ですよということもありますので、そういったことの活動も必要でないかと思っておりますので、その辺も併せてお答えいただきたいと思います。

終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。道高議員から大変良い提案をいただいたと考えております。今後、事務事業の評価については内部で組織しております政策評価調整会議において、事務事業の費用対効果に加えて施策の進捗状況などについて協議しております。行政改革推進本部でそうしたものを最終的にまとめるということになります。これはどうしても町民からいたしますと町からの押し付けということに感じられるものと思います。したがって議員おっしゃいました外部の有識者会議等の設置を前向きに検討いたしまして、こうした中でしっかりと施策を共有するというについて、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

それから合併市町村協議会のお話でもしました。私たちも会員であります。こうした中でこれまでさまざまな活動をやってきました。今まで合併していただいていた合併特例債の延長についても実現をさせていただいたところでございますが、議員おっしゃいましたように、それとは別にこの現状の合併市町村が大変コストの削減という意味では苦勞しておられるという状況が一方ありますので、例外規定でありますとか、そういった特例制度についても、現在もお願いをしているところでございますが、こうした国に対する要望活動につきましても積極的に進めてお願いをしてまいりたいと考えていることで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高勉君。

○6番（道高 勉君） 2問目の質問でございます。

認知症施策の取り組みについてでございます。団塊の世代が75歳以上となるいわゆる2025年問題の中で、急増することが予想されている認知症について、新しい国家戦略、認知症施策推進大綱が6月に閣議決定されました。国では2012年にオレンジプランが策定され、その後2015年に新オレンジプランが策定されましたが、今回、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、暮らし続けられるように、予防と共生に重点を置き両輪で取り組んでいくとされております。本町においては2025年度の高齢化率が48%、2040年には52%と推定されております。今後、認知症になる方が増加していく中で、これまでの取組を再構築するなど、さらなる町民総ぐるみによる予防、共生体制の整備促進が不可欠であると思っております。そこで本町の認知症対策における現状の課題と方策についてお伺いいたします。

2つ目、高齢者が通いの場などに気軽に参加できるサロンなどの拡充対策及び移動手段の支援体制について、新年度以降どのように取り組まれていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

3点目、大綱の中では認知症に関する正しい知識を持って地域や家族を手助けする認知症サポーターの養成について、新たに人格形成の重要な時期である小学生、中学生向けとして講座の実施に取り組んでいくとしております。本町においては既に中学校の生徒に対して認知症サポーター養成講座を開催するなど、先行的な取組が行われているようでございます。小学生に対してはまだ行っ

ておりません。小学生に対する理解促進についてどのように考えているのか、教育長のご見解をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは道高議員の２問目の質問にお答えをいたします。

認知症に関する現状としては、現在、要介護認定者７６２人のうち６割を占める４７９人に、認知機能の低下があり、在宅サービスの利用や施設入所、医療機関で治療を行っている状況であります。国では２０２５年には、６５歳以上の５人に１人が認知症に罹患すると言われており、本町に置き換えると６６０人まで増加する傾向があります。本町の課題としては、認知症の発症を遅らせ、症状の進行を緩やかにする予防の取り組みと、地域での見守り体制や生活をする上でのサポートによって、認知症の方が安心して暮らせる共生の取組を進めていくことにあります。こうした課題を踏まえ、本町の認知症事業に関しては早期に相談業務を行い、医療機関や介護サービスにつなげることで認知症の悪化を防ぎ、安心して生活ができるように支援をしております。また認知症映画会や認知症サポーター養成講座、認知症カフェを開催し、地域で認知症を理解し見守り、サポートができる体制づくりを進めてまいります。そして新たな予防対策として軽度認知障害を見つけるあたりの健康チェックを実施し、認知症の発症を遅らせる取組を進めております。また認知症サポーター養成講座を受講した方が、認知症の方の困りごとへのお手伝いをしていく体制を新たに整えてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

２点目のご質問にお答えいたします。サロンによる人との交流や運動、カラオケなどのレクリエーション等の社会参加は認知症予防に効果があることから、本町におきましても平成２９年４月から要支援高齢者を対象とした住民主体サービスである通所型サービスＢ、いわゆるサロンの取り組みを開始しています。実績につきましては、平成３０年度は北檜山区１カ所、瀬棚区１カ所実施で延べ３４５人、令和元年度は北檜山区２カ所、瀬棚区１カ所で延べ４６２人を見込んでおります。現在、転倒予防教室、認知症予防教室、閉じこもり予防教室など社会参加につながる支援を行っています。サロン実施を進めていく団体、町内会等がありましたら設立に向けた相談支援などを積極的に行っていくとともに、サロン実施団体による報告会や認知症サポーター養成講座を活用するなど、あらゆる機会を通じてサロン拡充の取り組みを進めて参ります。

移動手段の支援体制につきましては、要支援高齢者の買い物や通院、サロンなどへの利用において移動手段確保の必要性は十分認識しており、平成２９年度から生活サポートセンター運営協議会で移動支援についての協議を開始し、他の町の視察なども行い新年度以降どのような移動支援の形態が良いかを引き続き協議してまいります。

３点目につきましては教育長から答弁をいたします。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） それでは３点目のご質問にお答えいたします。高齢化が進み認知症対象者の増加が見込まれる中、認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものであることから、できる限り早い段階から子どもたちが認知症を正しく知り、思いやりの心を養い適切に行動できるよう教育していくことは、必要不可欠なことであると考えております。次世代を担う子どもたちが認知症

への理解を深めることは、認知症になった本人やご家族、地域の皆さんにとっても心強いことと思います。町全体の認知症に対する取り組みの基礎になるものでもあります。議員ご承知のとおり、町内の中学校3校は既に認知症サポーター養成講座に取り組んでおりますが、小学校は取り組みがなされておられません。小学校、中学校と切れ目なく認知症に対する学習をしていくことが高齢化が進む社会において大事なことであります。

町教育委員会といたしましては、せたな町の教育目標であります豊かで住みよい快適な環境づくりに努める人を育てるためにも、認知症サポーター養成講座の実施について校長会議、教頭会議を通じて各小学校に要請してまいります。

○議長（真柄克紀君） 道高勉君。

○6番（道高 勉君） 認知症につきまして町長から話を伺いました。要するにせたな町の実態というのは、要支援、要介護関係がそれだけの人数ということであります。私はこれから心配するのは予備軍の方々の対応なんです。ほとんどの今70歳、80歳の人、元気な方は外に出て畑でもやったり、そして社会福祉協議会のいろいろな事業だとか、サロンだとか、いろいろな所に外出している方がいるわけです。それは大変いい結果で、そういう面で努力されている高齢者の方々が多数いらっしゃる。要するに家の中に閉じこもっている方々を含めると、調べた資料がちょっとないんですけども、30年の時にサービスの対象者となる要支援の予備軍、これを包括でちょっと調べてもらった経過があるんですけども、これを見ますと予備軍は、例えば老人クラブの介護だとか、そういった方々のところに行ったときに、全部生活していく人を見たら、やっぱり6割以上の方が予備軍の方が多いんです。そういう方々がバスだとか、温泉だとか来られて大変いいんでしょうけれども、そのほかに各家庭の中で閉じこまれている方、外出の機会があまり無い方、そういう方々がまだ多いわけでございます。今活動されている方々でも6割の方々が生活チェック予備軍ということなんです。ですからそういう実態にあるということです。せたな町の今の高齢化率の抱えている問題というのはあるわけです。ですからこれは要するに介護事業として考えた時に、いかにこの健康寿命、自分で自分の始末をできる、生活もできるという方々をいかに増やしていくかということが、これは全体的に見ると事業の運営におきましても負担の軽減だとか、保険料の軽減だとか、いろいろな面に社会保障に係る軽減につながるということになるわけでございます。認知症になってからはなかなかそれは大変なことでございます。サポートする方も高齢化が進んでいるわけでございます。そういう面からいきますと、やはり自らがきちんとした意識を持って、予防について一生懸命に自分で取り組むという環境づくりがこれから不可欠であると思います。

そのために今、問題になっているのが移動手段なんでございます。先ほど町長からはいろいろな先進事例の中での取り組みもありますけれども、先進を見ても大変いい事業に取り組んでいる例もあるんですけども、取り組んで視察しただけで、それが実態として我が町も動いて行かないと、いつになったら動くんですかっていう話なんです。そういった組織体制、新しいそういう仕組みづくりを早くしていかないとならないのかなと。

今、公共交通の代替えということで一部取り組んでおりますけれども、しかしその交通計画の中では、こういった高齢者に伴う予防活動という項目がないわけでございます。だからその中で公共交通計画の中では、なかなかそれはこういった事業に移動の関係で取り組みというのはなかなか難

しいと思います。ですからこれはやはり町が独自で、そういう仕組み新たなそういう今求められている、困っている、取り組まなければならないニーズをきちんとそれに合った仕組みづくりをして作ってるんだと、実行していくんだという姿勢が、私たちは町民も高齢者の人方も私たちも高齢者でございますけれども、そういうまちづくりを早急に進めるべきでないかと、5年先、10年先ではないですよということでございます。そういうことについて町長は真剣に前向きに取り組むという姿勢が町民の皆様方も臨んでるというふうに私は思いますので、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

認知症に関して要支援の予備軍が相当おられるという話でございました。私も同様の認識を持っているところでございます。そこで支援に必要な交通弱者の対応ということでございましたが、現在、高齢者の利用目的に対応した移動手段ということについて、まちづくり推進課で協議をしておりますが、従来の公共交通を補完する移送サービスの提供も今後重要性を増すものと考えられ、サロンに通うための移動支援の必要性は十分に認識しております。今後も引き続き生活サポートセンター運営協議会で委員の皆様の意見もお伺いながら取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 3回目でございます。

前向きに取り組むということで、前向きに検討というのは行政用語で言うとゆっくりということでしょうけど、私はやっぱり今、本当に高齢者の人方が本当に6割以上の方々がそういう実態にあると、予備軍であるということがあるわけです。そのいう人方に早く手を打たないと、環境づくりをきちんと整備をしてあげないとならないと、最後にサポーターだとか、いろいろな介護職員だとか、皆手を煩わせながら大変な時代になるのではないかと私は心配するわけでございます。

ですからそのためには元気なうちにそういう意識をつけて自ら外出して、そしていろいろな所に出掛けて、近くにある通いの場に出掛けて、そして皆でそれを支え合うということが、これから今求められてる高齢化率が上がる中で大事なことかと思うんです。本当に器を作っても上辺だけでなく、本当の中身の魂のこもった政策というものがこれから必要だと思うんです。それについては、私は社会福祉協議会の存在というのは大きいと思います。社会福祉協議会というものは町に代わってこういった保健福祉、社会福祉の整備をするという大きな役割があるわけです。それを町としてもきちんと支援体制をとって、そしてそれを社協の中でもきちんと取り組んでいただくように相談なり支援なり、そしてそれを実行に移して皆で取り組んでいくと。町が直接でなくて、そういうことの展開を協議を行ってやっていただかないと。一步でも二歩でも進めてほしいと。今の町長の答弁でありますといつだかわかりません。本当にこれだと聞いている町民の方々もどうなんだよということになります。そこを令和2年、3年これから本当に行政改革がありますけれども、しかし必要なことはやるという、そういうことのお考えを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、よくわかるように説明してください。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

議員の質問にありましたように町民みんなで支える体制づくりということになると思いますが、

そこで移動手段に係る社会福祉協議会との連携、これにつきましては社会福祉協議会の登録のボランティア団体と通所型サービスBを通じての連携や買い物支援サービスを通じての連携、これらを図って行くことができるというふうに思っております。移動支援に係る社会福祉協議会の連携につきましては、現在、生活サポートセンター運営協議会で協議しております。委員の皆さんの意見を聞きながらしっかりと対応をしてまいります。

○議長（真柄克紀君） これで道高議員の質問を終わります。

昼食の時間になりましたので、1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） 議長の許可ができましたので、持続可能な労働社会についてということで町長に伺います。

せたな町では、高齢化が進み若年者の人口流出も顕著であります。町全体を見ると労働者人口の年齢構成にも偏りがあるように思われます。このままでは就業者も減少し、せたな町の労働市場も衰退する懸念があります。いろいろな職種の中で、全ての就労者が満足する雇用で生活できれば最良と思いますが、労働人口の偏り等を含めて、せたな町での若者の人口流出を防ぐためにも、持続可能な労働社会の活性化の実現に向けて、町として対策を打つべきだと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは橋本議員のご質問にお答えします。

日本は少子高齢化により生産年齢人口の急速な減少に伴い、経済環境、労働環境も大きく変化しています。地方には良質な雇用機会の不足、社会インフラの不足、教育環境の不足などの理由により都市部への人口流出が続く一方で、雇用主である企業側は、地域・業種を問わず多くの企業が人手不足を感じている状況にあります。

ハローワーク函館によりますと今年7月の有効求人倍率は全国で1.41倍、北海道で1.21倍と企業側の求人に対する求職者が少ない状況が続いております。函館管内の有効求人倍率は0.99倍となっておりますが、販売業で1.65倍、サービス業で2.03倍、建設業では2.66倍と業種によって非常に高い人手不足になっていることが分かります。

せたな町においても医療や福祉、介護、飲食店や建設業の求人が多くみられ、夕方、夜間勤務や休日勤務を伴う仕事のウェイトも多いと感じられます。地元の若者にとって業種や職種、賃金や労働時間などの労働条件面で希望する仕事が地元が無いといった理由などから、檜山北高卒業後の進路では大学や専門学校への進学者が7割を超え、地元就職者は1割程度の状況となっております。ご質問の若者の人口流出を防ぐための持続可能な労働社会の活性化実現に向けての対策についてで

すが大変難しい内容でございます。というのも町として対策できる内容に限られるという点にあります。若者が地元で定住するには、その地域に希望する就業機会があることが重要な条件となりますが、雇用主である企業側と新卒者を含めた就職希望者の希望条件が折り合わない雇用のミスマッチが存在し、またその受け皿となる企業数も限られる点について、行政としての対策は非常に難しいと考えます。

しかし現在せたな町が進めている子育て支援や移住定住奨励金により、若者が将来まで見据えた生活設計を立てられるような支援を引き続き行うとともに、地元農水産物のブランド化や6次産業化、観光振興など地域資源の再認識と活用によって雇用機会の創出を図りたいと考えております。

また地元中学校や高校の取組として、地元企業等への職場体験学習による職業意識の形成が教育現場で行われており、檜山振興局では檜山管内での就職を考えている方に、地域の企業や仕事を知ってもらう、じもと×しごと応援フェアにより檜山管内の食品加工、介護、建設等の分野をはじめとする企業の認知度を高めるイベントを開催するなど、地域雇用の活性化を図る取り組みが行われております。若者の人口流出は避けて通れない課題ではありますが、魅力的なまちづくりを行い、若者の定着やUターン、Iターン者などの移住、定住に今後とも取り組んでいきたいと考えておりますことで、ご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員、よろしいですか。

○4番（橋本一夫君） いいです。

○議長（真柄克紀君） それではこれで橋本議員の一般質問を終わります。

続いて1番、吉田実議員。

○1番（吉田 実君） 議長のお許しがありましたので質問をさせていただきます。Uターン等後継者支援事業についてです。

まず最初に平成29年から3年間で実施されてる農業チャレンジ事業であります。生産者にとっては、この事業を活用しての所得向上に向けた経営規模の拡大や経営基盤の強化が図られ、チャレンジ事業に対する評価が得られているものと思います。しかしながら、せたな町の農業を担う新規就農者やUターンなどの生産者にとっては、現状の国の制度を活用しての経営規模の拡大等への取組は非常にハードルが高く困難な状況であります。これまでのチャレンジ等事業の対象を見直し、後継者のいる生産者等に特化した形でのチャレンジ事業の継続や新たな支援事業を新設し、Uターン等の担い手の確保対策を図るべきと考えますが、町長の所見をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 吉田議員の質問にお答えをいたします。

まず当町の農業の担い手の状況ですが、合併以後平成18年度から平成30年度までに産業担い手育成条例による奨励金の交付者は、新規就業者9名1,700万円、Uターン等で35名で3,500万円、新学卒者で6名、600万円、法人化で1法人200万円の合計6,000万円となりました。この事業により当町の農業の担い手を育成することにより、継続的な農業の振興と安定的な発展が図られていくものと考えているところでございます。

また農業チャレンジ等事業は、今定例会で補正をお願いする金額を含め、3カ年で事業費8億8,655万8,000円、補助金で2億914万8,000円、216件となり農業者に大変好評を

得ている事業だと思っているところです。事業の目標として、基準年を平成27年として農業所得10%増を目標として実施してきました。基準年の平成27年の町全体の農業所得は6億2,021万1,000円で農業チャレンジ事業を実施した平成29年農業所得は9億6,329万7,000円の55%増、平成30年は7億440万円で13%増となり、いろいろな要因が考えられますが農業所得10%増の目標を達成し、農業者の経営発展や所得向上に向けた規模拡大などの取組が多数行われたことにより、農業経営基盤の強化が図られ、事業効果があったと考えております。

チャレンジ等事業終了後の令和2年度以降については、農業者の担い手対策を含め、町の農業振興計画、各農協の振興計画などの推進に資する事業を検討し展開していきたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 吉田議員。

○1番（吉田 実君） 再質問をさせていただきます。

当然この先、売り手、買い手とのバランスが崩れ、土地余り現象が当然起きてくるだろうと予測するわけでございます。当然、農業委員の皆様には、多分お手数料が掛かるのではないかなというような状況になるかと思えます。

今後については、いろいろな角度から精査をし、現場の声も聞き、さらには組織のスクラムを立ち上げ後継者確保が町としても早急の課題だと思います。また情報も含め積極的な支援が必要と考えますが、町長の所見をいただきたいと思えます。これを最後にします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ご質問の後継者のいる生産者に特化してということでしたが、当然、今後後継者のいる生産農家ということが本町の農業の中心となって、農業を担っていくことになるということで、私としても大変期待をしているところであります。そこでチャレンジ等事業が一定の成果を上げたところを確認できましたので、今後につきましては、やはり農業の基盤である草地の改良であるとか、あるいは土地基盤の整備といったところに、これは道の事業もございしますので、こうした事業も取り入れながらしっかり生産基盤の整備をして、来るべきそうした大規模化に備えていかなければならないというふうに考えているところでございます。両農協の農業振興計画にもありますとおり、北海道の農協大会での決議であります農業所得20%増大というこうした大きな目標に向けてそれぞれの農協が力強い農業の実現のために取り組んでいるところであります。それぞれの農協の振興計画とも十分関係を持って、これからの農業振興施策についてしっかり検討していきたい。農業後継者のいる農家、そして将来、中核となるであろう法人も含めて、そういった事業者、農業者がしっかり将来に向けて経営を維持、発展できるように町としてもしっかり考えて参りたいということで、ご理解を願いたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） これで吉田実君の質問を終わります。

続いて7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま議長より発言のお許しができましたので、私は町長と教育長に質問したいと思います。せたな町の公共施設利用料金の見直しについてでございます。

現在、せたな町では公共施設の利用料金について、有料、減免、無料と取り扱いはさまざまです。これからの地方交付税の減額等を見据えて、利用者の応分の負担は必要であると考えます。今後、

施設の整理も進んでいくと思いますが、必要な維持管理を行うためにも、利用料の利用者負担が検討される時期に来ていると思います。教育施設も含め、町側のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大湯議員の質問にお答えをさせていただきます。

地方交付税の一本算定による減額で、町の財政状況は厳しくなり、町の公共施設については老朽化により、維持管理費の増大が見込まれる中、維持管理費の捻出は年々厳しくなってくると想定されます。そうした中で施設利用者が安心、安全に利用することからも、適正な維持管理が必要であり、利用者から応分の負担を頂くということは、私も議員と考えを同じにしているところであります。今後、町の方針として、各施設の老朽化や利用状況を勘案して、類似施設の整理統合も視野にいれながら適正な施設数と利用料金の検討をしまいたいと考えていることで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） それでは教育施設の利用料金の見直しについてのご質問にお答えします。教育施設の利用料金の見直しについてであります。町の財政運営に係わる事項でございますので、行財政運営の取組の一つとして料金改定が行われるものと考えております。

したがって、ご質問の見直しにつきましては、町長部局と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 町民からはなんだ今頃かと言うぐらいに遅かりしかもわかりませんが、余裕がなくなってきたからこんな話を問題にするのかということにならないように私は考えているんですけども、実は今年7月5日に温水プールが完成しました。その部分においても随分利用されてる方がいらっしゃいます。その中で町外の方も随分いらっしゃいます。例えば、教育長、7月には全部で1,865名利用しています。そのほか町外が199名、8月には2,884名利用をされてます。町外の方が330名、それから油代です。7月はドラム缶18本、8月はドラム缶14本、このくらいの経費が掛かってます。そのほかに人件費も掛かってますけども、そのくらい掛かってるということも町民にも理解していただきたいと思う部分であります。そのためにも、やっぱり遅かりしではございませんけれども、ほかの施設もパークゴルフ場の料金設定等も皆さんで考えて、パークゴルフ場の場合は27年には9,568人、28年には8,785人、29年には9,397人、30年には8,080人どんどん減っております。これも町ぐるみでいろいろな経験者も含めて皆さんと相談して、どうすればたくさん利用できるか、これは内田町長が健康のために造ったものだということも私は聞いておりますけれども、たくさんの方が利用することは第1の目標であります。それに合わせて利用料金も、どうすれば貰えるか、別に町民高くなくてもいいです。値段の設定も改めて皆さんで、町民の皆さんと合わせて設定していただいて、1人でも多く利用できる人を増やしていただければいいと思いますけれども、町長あるいは教育長、教育長には温泉プールの利用料金などはどう考えているか、考えがあれば教えていただきたいと思います。それからパークゴルフ場につきましても、値段の改定な

ど担当課と私どもあるいは町民も交えて、呼んでいただければいろいろな面で私自身もアドバイスしたいと思いますのでその部分には、よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員にお伺いしますけども、先ほどの答弁で教育委員会、町それぞれに今の質問に対して類似の施設、整理統合しながら適正な施設のあり方について検討していきたいと、こういう答弁してるんですが、さらに今の話からいくと具体的な施設についての考え方を求めるということではよろしいんですか。

○7番（大湯圓郷君） 教育長がもし答弁できるのであればよろしいです。そのようにお願いします。

○議長（真柄克紀君） それでは現段階の教育委員会での考え方をお聞きしておきたいと思います。

○教育長（成田円裕君） それでは、プールの利用状況についてお答えをさせていただきたいと思いますけれども、実は平成28年7月31日開催の産業教育常任委員会で示しました新プールの年間利用の見込みについては平成26年度の利用者数、延べ人数で2,019人、この数値の約1.7倍となります3,496人を見込んでおりましたが、今年は開設2カ月弱で延べ4,749人の利用がありました。これは平成29年度実績、延べ2,133人の2倍以上の利用状況となっており、こちらが想定した以上の利用がありました。町外の利用につきましては、平成29年度は、年間で11人でありましたが、今年は529人と町外の利用が大幅に増えております。また町外の利用者の約半分は大人の方の利用となっております。利用者の大半は今金町の町民の方ではありますが、お盆の帰省も兼ねての利用もありまして、東京、函館、横浜、札幌、七飯、森、八雲からの利用者もおります。町内外から広く利用されており、大変きれいなプールだと好評を得ているところでございます。プールの建て替えにより町外からの利用は増えるものだろうという予測はしていましたが、これまで利用が増えるとは実は思っておりました。うれしい誤算というところでございます。今年はまだ開設したばかりで、利用者数の年間統計データがまだ整っておりません。また開設したばかりという好条件もありますので、今年のデータだけでこれから町外の方の有料化について判断することはまだいかなものかなという段階だと思います。したがって最低でも2年以上のデータを収集した上で、町外利用者の有料化については今後判断してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 今のお話十分わかりました。予想以上に利用されてるという方がいると。それはわかりますけども利用している方々からこんないい施設を無料でいいんですかっていう声を聞いたものですから、ぜひその部分では来年から進めても私はなんもおかしくないんだと思いますけれども、そういうことも一つお考えになって来年に向かって進んでいただけたほうがいいのかと私は考えますけども、前向きにお考えいただければと思います。今返事はいいですね。パークゴルフ場もこのくらい経費掛かっているんだよというのもしきました。大変なことでもあります。1年に約840万かかってます。売上250万くらいです。そのくらいの数字では本当に何のためにやってるのかっていう話になりますので、金額の問題ではございません。たくさんの人数が利用していただけるように皆さんで考え方を、これは北海道にこんなに広いパークゴルフ場ないですから、私はこのパークゴルフ場縮小したりしてもらいたくない。何とかしてこのまま維持して続けて

いきたいと思いますから、こういうことを質問させていただいたんです。ですからそういう部分を
考えて町側もプールとパークゴルフ場、一つ前向きに考えていただきたいと思います。答弁があれば
お願いします。なかったらよろしいです。

○議長（真柄克紀君） 町長まとめて答弁。

○町長（高橋貞光君） それでは答弁を申し上げたいと思います。両施設とも子供の健全育成をは
じめ、町民の皆さんの体力増進であるとか、そういったことで大きな役割を果たしていると感じて
おります。ただ利用人数につきましては、ご案内のようにこの人口減少が進んできている状況にあ
って、これからも少しずつ利用人数は減少していくものというふうに予想をしております。そこで
係る経費との兼ね合いということが問題となると思います。そうしたことについても、これから随
分、道高議員からも今後の財政運営のあり方についてご質問もございました。大湯議員もそうした
心配があつてのご質問と承ったところでございます。そうしたことも含めてしっかり今後、検討し
ていかなければならないことと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） これで大湯議員の質問を終わります。

次に11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 町長に対しまして、国保病院の経営と瀬棚診療所の存続問題等に関する
町長見解について伺います。

①国保病院に対する一般会計からの町単独持出額が、合併直後と比較して大きく増額しています
が、その理由は何でしょうか。

②平成29年度の当町の1人当たりの療養諸費は約46万円で全道7位であります。その要因と
予防医療についての町長見解を伺います。

③医師の確保と定着、内部改革、窓口事務の直営化についての所見を求めます。

④国保病院改築に向けた進捗状況と瀬棚診療所の存続に対する町長の考え方をお尋ねいたしま
す。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

合併時、平成18年度の病院事業に対する一般会計からの繰入額でございますが、3施設合わせ
まして合計2億6,528万6,000円を繰入れしております。それに対して、平成30年度の
繰入額につきましては5億1,408万円とこの13年間で約2倍の繰入額となっております。そ
のうちご質問の町単独持出額につきましては、平成18年度は2,651万円、平成30年度は3
億1,361万3,000円と約3億円の持出額の増額となっております。増額となった理由につ
きましては、まず交付税算入分が平成18年度に比べ3,830万9,000円の減額、入院収益、
外来収益が平成18年度に比べ3億2,899万6,000円の減額となっており、交付税算入分
と合わせますと収益だけでも3億6,730万5,000円減額している状況でございます。この
ようなことから単年度収支の黒字化を図るため赤字補填として町単独持出額が増額となったこと
に加え、平成18年度決算時点でありました3億4,541万6,000円の累積欠損金の解消を
図るために、町単独持出額が増額となったことが理由となっていることをご理解願います。

2点目の1人当たり療養諸費と予防医療についてのご質問であります。平成29年度の当町における国民健康保険被保険者の1人当たり療養諸費は約46万円で全道平均を上回っている状況にあります。その要因として医療費が高額であった上位10人の医療費の合計が約1億1,400万円で総医療費の10%を占めており、そのうちガンなどで長期入院される方が7人を占めるなど、高額医療を必要とする方が多かったことが要因と分析しております。町としましては、これまでも生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導や疾病の早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診などを実施しております。今後においても様々な疾病の早期発見や発症、重症化予防のため、各種検診の受診率向上や検診結果で医療が必要な方には医療機関の受診を徹底するなどの検診の事後にも力を入れながら予防医療について引き続き取り組んでまいります。

3点目の医師の確保と定着、内部改革、窓口事務の直営化についてのご質問であります。医師の偏在に伴い、地方における医師不足が深刻な現状から安定的な医師の確保は、多くの公立病院が抱える共通した課題となっております。医師の確保にあたっては、これまでも北海道をはじめ、北海道地域医療振興財団や人材派遣会社などから情報提供を頂き、対応してきているほか、出張医師や応援医師の要請など常勤医師に負担をかけないよう努めておりますが、過去には常勤医師の確保までに時間を要したケースもあり、大変苦慮してきた経過があります。現在、他の公立病院の状況を見ましても、医師確保に関しては大変厳しい状況に置かれている中で、国保病院については常勤医師4名を確保出来ていることから、今後においても、この体制を維持していくため、各関係機関とも連携を図りながら、しっかり対応して参ります。またこれからの取組と併せて、医師の働き方改革への対応を含め、過重な労働環境とならない診療体制づくりや、環境整備を図りながら医師の定着へ向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に国保病院の内部改革についてであります。新設した町立国保病院改革プランに基づき、民間病院との役割分担の観点から療養病床の休止や、患者サービスの取組では、診療時間や会計の待ち時間短縮へ向けた電子カルテの導入をはじめ、接遇委員会の設置による接遇改善に取り組んだほか、診療所との相互支援体制では医師及び医療スタッフの派遣、診療報酬加算の取組や在宅で療養する方への対応として訪問看護ステーションを再開するなど、様々な内部改革に取り組んでまいりました。これからの取組経過については、今後開催予定の医療等対策審議会において改めて評価を受けることとなっておりますが、今後においても新改革プランに基づく各関連施策を取り進めていくこととしております。

次に窓口事務の直営化についてですが、現在は業務委託により対応をしているところであり、この業務については、窓口業務のほか診療報酬を請求する医療事務など、専門的な知識や経験を要する人材が必要な業務となっております。来年度から始まる会計年度任用職員制度と総体的に検証をしていく必要があると考えておりますが、日常業務の中で発生する問題や課題に対し、専門的な知識を持つ委託業者との連携による解決や、職員に欠員が生じた際の人材補充を迅速に行う必要があるなどの事情から、窓口事務の業務委託を今後も継続していくことをご理解願います。

4点目のせたな町立国保病院の改築に向けた進捗状況と瀬棚診療所の存続に関する考え方ですが、現在の国保病院は昭和49年に竣工し、建設から45年目を迎え老朽化が著しい状況であり、防災面や患者の療養環境、職員の労働環境の観点から建替えが必要な状況となっております。

このことから、第2次せたな町総合計画や新せたな町立国保病院改革プランにおいて、建替えの検討を行うこととしており、医療等対策審議会からも早期に具体化されるよう答申されているところであります。これらの経過を踏まえ、来年度での基本構想、基本計画の策定に向けた内部検討を行うため院内に病院事業経営戦略会議を設置し、将来における患者の推移や新せたな町立国保病院改革プランに基づいた病床規模や機能の見直し、建設候補地の方向性などをテーマに、現在、協議を進めているところであります。会議の検討結果を基に庁舎内でも十分議論を行い、議会をはじめ医療等対策審議会など関係機関からのご意見も参考に来年度での構想、計画策定に繋げて参りたいと考えております。

また瀬棚診療所の存続に関する考え方については、現時点においては、国保病院の建替えに関連して閉鎖する考えは持っておりません。病院事業については、今後も厳しい経営が見込まれますが、継続して安定した医療を提供していくためには、健全かつ持続可能な病院運営が不可欠であることから、引き続き経営の効率化を図り、町民の安心安全のための地域医療の確保に努めて参りたいと考えておりますことで、ご理解を願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

まず国保病院対する一般会計からの町単独持出額の問題であります。合併直後、これは町長もご承知だと思うんですが、町民1人当たり大雑把に言って1万円という時代でした。確認できますか。いろいろ経過がございましてやむを得ないのかと思うんですが、このたび病院事務当局からいただいた資料では、大成診療所への平成19年から22年、平成24年から26年の合併一時金借入解消繰入額を除いても年々結構な増え方なんです。この表を見ますと早くも平成21年度に1億超えているんです。いわゆるルール外、町単独の持ち出しです。それから平成26年には2億4,880万というデータになってます。平成30年は、先ほど町長おっしゃっていましたが3億1,360万、いろいろな要素があるんでしょうけれども、町長この数字は今後もこのような形で増えていくんですか。それともどこかで一つの頭打ちになって縮小されるというふうにあなたは分析しておられるんですか。その辺の見通しを伺っておきたいと思います。

次に町民1人当たりの療養費、これは先ほどの答弁ですとしておきます。再質問今日はしません。

3つ目であります。医師の確保と定着、これは町長もご苦労されていると思いますし、新町になってから医師の動態、これは今日データで申し上げますが相当数になってますよね。ですからこれは極力定着し、町民に一時たりといえども不安の与えない努力を引き続き取り組んでいただきたいと思います。内部改革の問題もいろいろ触れておりましたから再質問では触れませんが、窓口事務の直営化について、これは申し上げておきたいと思います。先ほどの町長の答弁ですと、一つは専門性の問題があるということです。委託先の企業に対しますと、もう一つは人材確保の問題があるということなんでしょ。人材の確保ということでいいますと、ほとんど地元の採用です。これ町長ご承知でしょ。窓口事務を委託先業者に発注することによって専門性が確保されるんだということなんです。私はむしろここは直営化して病院の内部職員の機構と、完全にマッチングする形のほうが大きな目を見て病院改革になるだろうと思うんです。これは町長、委託先職員ということになると、病院事務機構から直接指揮命令ができないんです。必ず委託先の業者を通して、そ

の業者から派遣先の職員に指揮、指示命令をするということになるんです。これは私は機能的ではないと思います。それではなんで委託をするのかということなんですが、たった一つメリットがあるんです。それは人件費を安く済ませることができるということなんです。派遣先職員の方の処遇、これ調べてみてください。単価、手当、退職金、その他がどういう実態になっているか。通常の町の臨時職員の直営の業務と比べてみて相当なものです。退職金もないと言ってますから。なぜそうなるかという、委託先業者は委託先業者で会社の経営を維持していかなければならないんです。だから当然会社の利益も取る、運営費も取る、持続させるためには、然るべく利益も残さなければなりません。それは結局、町から請け負っている委託料の範囲の中でやっていくことになるわけですから、結局はそこで働いている職員の取り分、回っていく金額というのは総体的に削減されていくものだということは明らかなんです。結論だけ申し上げますが、職員の待遇という点からも、それから病院機構の全体的、一体的な患者に対する対応改善ということから見ても、私は決して良いやり方でないと思います。そここのところについて改めて検討されますように、今日答弁いいですよ、ここで答弁欲しいと言ってますから、内部でよく検討して来るべき時期に向けて根本的な検討を加えてみていただきたいと思います。

それから4つ目のところでありますが、国保病院の改築、これについていろいろ答弁ございました。それで一つだけ再質問をしておりますが先ほどの答弁を踏まえて着工年度はいつを目途になさっているのか、これを町長の口からお伺いしたいと思います。瀬棚診療所の存続についての確認です。町長は力強く国保病院を改築するからといって瀬棚診療所を廃止するという考え方は持っていないとおっしゃいました。これ再確認させていただいてよろしいですか。もう一度伺っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時51分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えさせていただきます。

当初持出額が1人1万円ということで、今後これが既に3億を超えておりますが、これが増えるのかどうかというご質問でございました。先ほどもお答えしておりますが、この持出額が増えてきた一つの大きな要因が人口減少等による患者数の減少ということが大きな要因となっております。したがって、このまま人口減少が続くということは、同時に持出額も増えてくるということにつながるものと思います。したがって、こうした状況を解決するために今さまざま戦略会議等で議論をさせていただいている状況でございます。いずれにしてもこのままでは病院事業の存続が危ぶまれるという状況になりかねませんので、しっかりこの辺は対応していかなければならないと思います。

それから③については、答弁はいいということですので、この④の新しい病院の建築年度につき

ましては、これは合併特例債を使う予定をしております。この合併特例債は平成37年度までとなっております。令和7年でございます。したがって、それに間に合うようにというスケジュールで進めていかなければならないと考えているところでございます。

瀬棚診療所の確認ということでございますが、この病院のせたな町立国保病院の建て替えによって瀬棚診療所を閉鎖するという考えはもっておりません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議事進行で。2番、3番について答弁いらないと言ったということで、答弁がございませんでしたが、窓口業務の直営化については、ここで答弁は要らないけれども検討するかしらないか、そのことだけ答弁させてください。

○議長（真柄克紀君） わかりました。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議員からのご提案でございますので検討させていただきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは2問目に移ります。急速に進む人口の減少・高齢化への対応策と次世代対策・子育て支援について町長にお尋ねいたします。

①日本一子育てのしやすい町を標榜する当町において、合併以降人口は1万1,000人から7,800人へと約30%、3,200人が減少し高齢化率も45%に達しています。これに対する対応策をお示してください。

②次世代の若者の雇用確保と後継者対策におけるこれまでの実績評価について所見を伺います。

③子育て支援策の充実策、就学援助金、修学旅行費無料化など義務教育費父母負担の更なる軽減策、クーラーの設置をはじめとする教育環境の整備促進について、町長の政策としていかがなものか考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは議員2つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のご質問ですが、町では少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくため平成28年3月に、せたな町人口ビジョン及びせたな町創生総合戦略を、また平成30年3月には第2次せたな町総合計画を策定したところであります。他の自治体と同様に本町においても人口減少と高齢化は大きなまちづくり課題の一つでありますし、難題でもあります。人口減少対策については、総合戦略の4つの基本目標である安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するこれら4分野の政策を推進し、人口減少が少しでも緩やかに進むように取り組んでいきたいと考えております。また高齢化対策の基本的な考え方としては、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくりをめざし、地域包括ケアシステムを構築していきたいと考えています。

2点目の次世代の若者の雇用確保と後継者対策における実績評価についてですが、次世代の若者の雇用確保においては橋本議員のご質問にお答えしたように、若者にとって魅力的な就業機会が地方に不足していることや、進学による都市部への流出により大変難しい課題であるにご認識いただ

けると思います。町では企業の誘致や風力発電事業者などの誘致による雇用の場の確保、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会による雇用促進対策の推進や創業者支援対策などに取り組みながら、就労の場の確保に努めてまいりました。また医療職等の専門職においては、医療職等奨学資金貸付条例による免除制度を設け、子育て支援や移住定住奨励金などにより若者が将来まで見据えた生活設計を立てられるような支援も行いながら、移住定住やIターン、Uターン対策に取り組んでいるところでもあります。

後継者対策としては、産業担い手育成条例による農林漁業や商工業へ就業する後継者並びに新規就業者への担い手対策や農業、漁業及び商業におけるチャレンジ等支援事業も行っており、産業の振興と安定的な発展が図られております。農業においては農業担い手育成センターにおける就業相談や研修支援など、農業センターでは農業後継者を対象とした農業技術研修の実施や、地方創生推進交付金を活用した民間との連携による農業再生戦略事業も行っております。漁業では北海道漁業就業者促進協議会と連携した支援を実施し、商工業においては、創業者支援事業計画に基づいた創業支援実施など産業における担い手確保と育成が図られております。

3点目の子育て支援の充実策についてですが、議員ご承知のとおり昨年4月から3歳児以上の保育料の無償化を国に先駆けて実施したところであります。

また子どもに係る医療費については、北海道の基準を順次拡大し現在は入、通院とも高校卒業までは無償化とし、子育てする家庭の負担軽減を図ってまいりました。また少子化対策の一環として町独自に平成28年11月より妊産婦医療費の一部助成事業も実施しておりますので、これらの支援策については今後においても引き続き実施してまいります。

子供の就学に関しましては、認定こども園及び保育所と小学校が情報の共有や意見交換を行い、子供がスムーズに就学できるよう連携を図っております。義務教育における保護者の負担軽減につきましては、学校給食費の無償化により小学生が年間4万5,600円、中学生が5万5,440円の負担軽減となっております。また中体連や全道全国大会への補助金といたしまして、平成30年度で約870万円を補助し、保護者の負担軽減を図ってまいりました。

文部科学省の資料によりますと、修学旅行費や実習教材費などの保護者の年間負担額は、公立小学校で1人約6万円、中学校で約13万円となっております。議員ご質問の更なる保護者負担の軽減ではありますが、限りある財源の中でどこまで踏み込んでいけるかについては、今後の財政状況を見極めながら判断してまいりたいと考えております。クーラーなどの施設整備につきましては、児童生徒の安全、安心を一番に考慮し、老朽化した校舎等の改修や修繕を優先して参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校現場の要望等も十分に把握しながら、教育委員会と連携を図って教育環境の整備、充実に努めてまいりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

急速な人口減少の問題について町民児童課から情報をいただいておりますので一言触れたいと思います。まずこのデータを見まして驚いたのは、北檜山区と大成、瀬棚区の人口の減り方が両極端なんです。北檜山は合併以来14年間で1,281人減っています。減少率22%、瀬棚区は9

25人減ってます。34.6%です。ところが驚いたことに大成区は998人減っているんです。やや1,000人、これは41%の減少率です。町全体で言いますと29.1ですから、約30%減ったということになります。地域間格差が非常に大きいんです。これは合併の一つの法則と言ってしまえばそれまでなんですが、まざまざと数字で見せつけられたという思いです。ついからです高齢化率も申し上げておきますが、合併時の高齢化率は全体で32.55だったんです。これは正確に言いますと平成17年8月末です。32.55%全体ですよ。それから令和元年7月末、45.59%です。特に酷いと思うのは大成区です。大成区は合併時既に40%を超えてました。40.28、ところが今年の7月末には57.41なんです。北檜山と瀬棚区は割愛しますが、人口減少と高齢化ものすごい勢いです。これは町長にも然るべくご留意をいただきたいと思います。

次に出生数の問題なんです。平成17年、町全体での出生数69人でありました。途中の数字はいちいち申し上げませんが、平成30年31人です。もう一つ申し上げます。小学校の児童、中学校の生徒数、平成18年の時には3区合わせて521名おりました。ところが令和元年でありますけれども、267人、半減してます。これは小学校の児童数です。次に中学校の生徒数であります。平成18年278人です。令和元年は154人ということです。こういう状況を見ますと、これからの人口減少相当スピードが更に増すのかという危惧を持ちます。こうしたところもしっかり見据えていただいて、若者の雇用確保、後継者対策、それから子育て支援策の更なる充実、これに力を改めて入れていただくように特段の要請をしておきたいと思います。それで子育ての問題については進んでいるんです。町長それは認めます。医療費の問題であるとか給食費、保育料の問題ですか、それはもう高く評価していますから、それに町長、それで満足しないで、あなた日本一目指しているんですから、さらなる父母負担の軽減、これは一言言うておきますが、就学援助費も平成26年ですか、生活保護基準が低くなったために生活保護基準をベースにして就学援助費を積算してるわけですが、落ちてるんですガクッと。こういう問題あります。それから修学旅行についてもやはり父母負担が相当のものだという声を私頂戴してます。重ならないといいんですが、小学生の子と中学生の兄が重なった時は菅原さん大変なんだよってという話なんです。今後そういうケースが幾らくらいあるかわかりませんが、そういうことにも配慮してできるだけ子育てのしやすい環境というのを「日本一子育てのしやすい町」ですよってということじゃなくて多分日本一子育てのしやすい町を目指しておりますとチャレンジしておりますということなんでしょうから、今後もチャレンジしていただきますように再質問で申し上げておきたいと思うんです。

あと本当は産業後継者の問題では、産業振興基金のバランスある適用の問題も実は質問に入れていたんですが、これはまた1次産業振興の中で12月議会にでもじっくりやらせてもらうことにしますので、こっちはカットします。

再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

この人口減少がどんどん進んでくるということにつきましては、これは当町のみならず全国的な傾向ということで、人口問題研究所の推計などを見ましても本町は相当人口減少が将来にわたって進むという予想でございます。町としてはそれをできるだけ緩やかに、そして最終的な人口減少数

をそこまで行かないで止めなければならないという思いであります。この人口減少の一つの要因は、やはりせたな町で生活をしていく所得を得ることが前提でございまして、農業につきましても、ほかの作業につきましても一緒だと思いますが、これから産業の振興という部分については、しっかりと取り組まなければならないと思っております。特にこの一次産業については、農業、漁業でございますが、この後継者の問題、これは後継者を残す経営をしっかりと今の経営者に考えていただくということであると思います。そのための町の支援はしっかりと今考えて実行しているということで、いずれにしても生活をしていく上で、子育てをしていく上で、それに対応できる十分な所得をどう確保するのかということだと思います。それから3区の人口減少、高齢化比率に大きな差があるということでございますが、これは議員もおっしゃったように、やはり中心の町とそうでない地域とではどこの合併事例を見ましても、やはり差が出てくるということは有るようでございます。しかしながら均衡ある発展ということも、これは大事な政策の一つでございますので、やはりその地域でしっかり産業を自立した、これは自立した産業でなければなりません、自立した産業を育成していくということではないかと思っているところでございます。

それから子育て支援につきまして、菅原議員からも随分合併後進んだという認識をおっしゃられておりますが、子育てについては、やはり若者の定住を進める上で、これは絶対に欠かせない施策ということで今、進めているところでございます。これは一定の成果を得ていると思っておりますのは、実は町全体の出生数の推移につきましても平成17年69名、18年67名という状況でございましたが、平成26年から32名、平成27年33名、平成28年30名、平成29年32名、30年は31名と比較的減少が鈍化をしているということでは一定の成果が出てきているのではないかとこのように思います。それともう一つは、やはり結婚年齢に達した若者の結婚をしっかりと支えてあげると、やはり結婚されていない独身の男性、女性も非常に多いという状況にありますので、これも今、農業委員会もちろんそうですが、まちづくりにおいてもその支援を懸命にしているところでございます。総体的なこうした事業の展開によりまして、人口減少あるいは担い手の確保、あるいは地域での偏在というものについて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員、再々質問ございますか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問で止めるつもりでございましたが、議長せっかく誘い水かけてくれたので、町長に一言だけ言っておきます。子供の出生数ですが、出生数の減が鈍化したと言いましたが、そこは残念ながら町長、私とあなたの認識の根本的な違いです。これは正していただきたいということを再々質問として申し上げておきます。データ見たら簡単なんです。平成20年のデータ見ますと、町長、61人です出生数、平成30年は31人なんです。10年間で半減しているじゃないですか。それを鈍化と言いますか。私は半分50%になったのならそれは半減だとおっしゃっていただいて、半減して鈍化と言わないと思いますので、町長一つその認識だけは改めていただいて、とにかくあなた一生懸命やってきたということは認めてますから、子育て対策、更なる高みを目指して現状の急速に減ってきている人口出生数、児童数、生徒数これに対する的確な政策対応をお願いしたいと思います。面倒な答弁でなくてわかったというふうに言ってくれば、それ

でいいですから、以上で終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず平成20年から比べて半減したということは、これはわかりました。私の言ってるのは26年以降、32人、33人、30人ということで、これは鈍化したというふうにお話をさせていただいたところであります。いずれにしましてもこうした状況を今後、少しでも人口減少を緩やかなものとするために、これからも町としてしっかりその役割を果たしていきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） ただいまより2時半まで休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時30分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き菅原義幸議員の一般質問を行います。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは次に町長に対しまして、町長選挙公約の誠実な実行についてお尋ねいたします。

①2年前町長選挙公約に掲げた国民宿舎あわび山荘改築に向けた課題整備の推進をどのように進めてきたのか明らかにしてください。

②「地域バランスのとれたまちづくりを目指す」とした1期目の選挙公約を、どのように実行してきたのか伺います。

③合併効果とは、行政サービスの向上とした1期目の選挙公約について、消防組織再編による瀬棚区での行政サービスの大幅な低下との関わりで、町長の考え方をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の3つ目のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問について、国民宿舎あわび山荘改築に向けての課題としては、これまでも何度も言ってきましたが、新たな温泉宿泊施設を経営しようとする者は、安定した経営基盤、経営能力のしっかりした法人でなければならないと考えております。

よって、これまで管理運営を委託してきた業者に対しましても、そうした課題の解決を協議の中でも求めてきたところでございます。

2点目の地域バランスのとれたまちづくりについては、合併時の財政再建というしばりの中で、最大限の努力をして3区の均等な発展及びサービスの提供を基本とするという考え方でまちづくりを進めてきました。合併時は3区それぞれに特色があり、地域事情がありましたので、時には合併前の旧町の事情で整備されていない地域には、他の地域と同じ生活基盤を提供するために重点的に整備をしたこともありました。またそれぞれの区の発展がせきた町の発展にもつながりますので、産業の振興など、地域経済を支える基幹産業として支援をし、地域事情にも配慮しながら可能な限

り努力をしてまいりました。

またサービス提供につきましても、当然のことながら3区どこで暮らしていても均等なサービスが提供できるよう、いつまでも健康に暮らせる、誰もが便利さを実感できるまちづくりを進めてまいりました。

3点目のご質問にお答えいたします。せたな町の消防組織については、老朽化した消防庁舎の整備だけではなく、将来を見据えた持続可能な組織体制づくりも併せて検討していただくことを主眼として、平成23年10月31日付でせたな町消防庁舎建設等検討審議会に諮問をいたし、延べ6回の審議会を経て平成24年5月31日に答申を頂き、その答申内容につきましては平成24年8月3日、第7回まちづくり調査特別委員会に説明をさせていただきました。その後、3回に渡るまちづくり調査特別委員会での慎重審議を経まして、平成24年10月31日、第10回まちづくり調査特別委員会で原案のとおり承認を頂き、平成24年12月13日、第4回町議会定例会で、まちづくり調査特別委員会から本会議に報告がされております。内容につきましては、せたな消防署と瀬棚支署を統合し、瀬棚支署は分遣所として職員は日中2人、夜間は1名を配置し、救急車等の車輛については、せたな消防署に集約するとの答申でございます。この内容につきましては、議員もご承知のことと存じます。平成28年4月からこの体制でスタートする予定でしたが、瀬棚区からの強い要望もあり、急激な変化を緩和する措置から平成28年、29年度につきましては、平日の日中に限り救急車を配備し、夜間におきましては救急救命士の配置、指令車の救急資機材整備の充実を図り、救急車到着までに指令車の先行出動をして救急対応をしてきたところです。そして緩和措置期限を終えた平成30年度からは、署員数の関係から瀬棚分遣所に救急車の配置は困難でありましたが、人員が確保できる日の日中に限り救急車を配備しており、それ以外については救急車到着までに指令車の先行出動をして救急対応を行っております。また署員数の減少による火災時の初期消火活動の遅れについての心配もありましたが、平成28年度瀬棚消防団車輛の更新時に、初期消火時間を考慮して、高性能のキャブ付きタンク車輛を配備したことから、初期消火活動におきましては、大きな問題を発生させない体制としたところであります。これらの現状を踏まえると、消防組織再編による瀬棚区での行政サービスの大幅な後退とは考えておりませんということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

まず①国民宿舍あわび山荘改築に向けた課題整備の推進の問題です。これは町長真逆のことやりましたものね、この公約とね。私8月29日とそれから9月20日、2回大成区の町民説明会に出させてもらいましたが、区民の皆さん誰も納得してないですよ。これは町長も納得したという認識ではないと思うんですが、これは伺っておきます。再答弁で答えておいてください。なぜ納得しないのかということなんですが、こういう選挙公約を出したら、もう一遍言いますが、国民宿舍あわび山荘改築に向けた課題整備の推進、こういう選挙公約を出したら、このリーフレットを、これそのとおり読んだら普通は新しく建て替えるためにどうやったら解決できるかということ町長真剣に考えてくれているんだと受け止めますよ。それだけじゃなくて、あなた大成区民のあらかたの人が町長はマイク握って山荘なくさないと力強く言ったってということなんです。これはあなたの

選挙カーに乗った運動員も言っているし、それを聞いている母さん方も皆さん言ってるんです。ところが20日の日ですか、町長そういう公約選挙中に言ったでしょって言ったら、あなたなんて言いました。言っておりませんって言ったんです。そうすると圧倒的な大成区民は何か幻覚でもあったんですかね。それを私、何人かに言いましたけど間違いなく聞いていると。そんなこと絶対はないということ言ってますから、これは新たな政治問題になりますから、これだけは私ね今日ここで警告しておきます。ここの質疑答弁の内容ではありませんので、もうそれ以上は言いません。何を言いたいかといいますと、大成区民は国民宿舎あわび山荘を現状のまま継続してほしいというのが圧倒的な要望なんです。1,700人の方、瀬棚区や北檜山区、今金からも入ってますから大成区全体で1,700ではないんですが、1,700人の方から町長に対して国民宿舎あわび山荘の宿泊、宴会部門を存続してほしいという請願書が8月3日に上がっているわけです。それ町内の各団体ありますでしょ。老人団体、婦人団体、商工婦人団体あるいはひやま漁協せたな町理事協議会、こういう各会の代表者が集まって署名運動を起こしてあなたに届けてるわけです。そういうことに対してどこまで真剣に検討して、どこをどうやってどうなんだという中身がなかなか伝わらないままに、やめますというんです。だから納得してないわけですよ区民は。これを私、究極の平行線だと思います。

今年の予算どういう予算になっているかと言いますと、当初予算で1,600万の国民宿舎あわび山荘の指定管理料は議決されてるわけです。現在1,600万あるんです。もう一つあるのは一般財団法人貝取潤温泉公社に対して経過いろいろありますよ。いろいろなやりとりありますけども、議会で行なった議決というのは平成31年4月1日から来年3月31日までの指定管理の議決なんです。この2つ以外にありませんから、議会の議決はその2つだけなんです。ただ一般財団法人貝取潤温泉公社は10月で撤退するということになりましたから、ここでは何らかの対処をしなければいけないです。私は今の条件のままで国民宿舎あわび山荘を条例上もきちんと存続させて、行政財産の運用として指定管理に出して、11月から別法人に指定管理をさせればいいだけだと思います。それで何の問題も、なんら解決しなければならぬ問題も発生しないんです。ところが町長は一般財団法人貝取潤温泉公社が撤退するから、国民宿舎あわび山荘の歴史的な使命は終わったんだと。従ってこれは廃止しますということを住民説明会で発表しましたね。そうですね。誰も納得してなかったんですよ。6時の説明会、翌日の1時半過ぎまで掛かりましたよ。その時に皆さんおっしゃったのは、町長の言っていることもわかるけども、皆存続してほしいと言っているんだから、せめて今年度いっぱい国民宿舎でやってもらえませんか皆さんお願いして、本当に胸に迫るような要請でしたよ。これについては町長はどうとう首を縦に振らず、私の考え方が理解されず残念だと、話は平行線だと、そのまま議会に出すんだということですから究極の住民不在になるのではないかと私は申し上げました。もっとやわらかい今年いっぱい、あと半年しかないんですから、今年いっぱいくらいやったって何にも支障はないでしょ。新たな予算出るわけでもないですしね、私はどうしてもあなたが国民宿舎あわび山荘を廃止せねばならぬというのであれば、2年後の町長選挙で皆さんに訴えて、その上でわかったと廃止でいいという支持をもらって廃止したらどうかって申し上げているんです。これについても20日の日に申し上げましたが、改めてこの場で伺っておきたいと思います。あまり長くなりますからこの辺にしておきます。

それから地域バランスのとれたまちづくりを目指すとした1期目の選挙公約ですが、これも私ね1期目のパンフレット持ってきてるんですよ。1ページ目にはあなたの誠実、勇気、行動力、がんばります、高橋貞光と、この時は若くてまだ髪の毛も真っ黒でメガネもしてませんでしたけども、2ページ目見ますとこうなっているんです。地域バランスのとれたまちづくりを目指して、合併効果とは行政サービスの向上です。皆さん信じたと思いますよ。ところがさっき言いましたように地域間アンバランスがすごいんです。これは貴方の責任だとは私は言いません。合併の避けられない現象だと思うんです。人口の極端な減り方の関係は。私は合併に賛成しませんでしたから、対等合併だとは言っても必ず中心地は栄えるけれども、周辺は廃れるものだと、大正の合併見ても、昭和の合併見ても、だから私は賛成しませんでした。賛成しなくて私は間違っていなかったなと今、改めて確信持ちますよ。

それで町長、合併効果とは行政サービスの向上だって、これあなたのパンフレットに出てるけれども、今例えば瀬棚区民何て言ってるかという、合併してから町寂れたって言っているんですよ。それは高橋町長が寂らしたとは言ってるんじゃないですよ。事実の問題として合併したあと寂れてしまったと。信金が無くなり、高校無くなり、観光協会、商工会の事務所無くなり、商店街が減って、公営住宅が空家になった、人口も減った、フェリーもなくなったという人もいますよ。ということでは、合併効果とは行政サービスの向上、こういうことになってますか町長、ここに私はやっぱり心を痛めて少しでも、そのことを和らげるような、そして地域バランスの取れたまちづくりをするような、その内実の努力が欲しいということなんです。

3点目のところに移りますが、消防組織再編による瀬棚区の行政サービスの大幅な後退、これは残念ながら、現役世代といいますか、合併した時に旧町時代から生活をしている一定の年齢層以上の方は、やっぱり大きくサービスが後退したという意識を持っています。で、もちろん違う解釈をする方もおります。北檜山区全体で見たらもっと遠い所あるじゃないかと、二俣どうだ、雲内どうだ、小倉山の果てどうだと、しかしそれはそれで、その人たちが長い間、生活してきた中での一つ日常生活上の合意事項ということになってるわけです。ところが瀬棚区の人方は、すぐそばに行けば夜でも夜中でも朝でも救急車来てくれたと、ありがたいという意識を持っていますから、この意識の落差というのは素直に認めなくちゃいかんと思うんです。北檜山の方が遠いよと言ったって、すぐ来なかったら1分、2分の話だと、あとはあまりくどい事を申し上げませんが、そういうことも含めて住民の安心、安全という点では、まだまだ高齢者の方、瀬棚区にたくさんおりますから、848人います65歳以上の方が7月末で。そういう人達は、そういう不安を覚えつつ、それ以外の人であってもそういう不安を覚えつつ、救急車はあったほうがいいなということですから、そういう思いを町長も受け止めて、可能であるならば少しでも1日でも配置しようと、消防の中のいろいろな人件費あるから私わからないわけじゃないですよ、ないけれども今の状況では、やりくりがついた時には昼、配車しますという約束のまま、それを打ち切らないで、まだ現状の中にあるわけですから、だから最近のデータ調べると、ほとんど配置されていないと。これは勤務条件整わないんだからしょうがないんだということになるんでしょうけれども、その辺を町長目配りして少しでも住民の不安、安心、安全に応えるという愛のある行政を是非していただきたいと思うんです。それが私の申し上げた町長選挙公約の誠実な実行についてということであなたに申し上げたい内容

です。

再質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

まず菅原議員は合併に反対をしたということをお話されました。それは合併に対していろいろと合併後の心配をされたからだと思っておりますが、しかし多くの町民あるいは旧町の議員さん方が合併に賛成をされて、この厳しい財政を乗り越えるために合併をして、財政の健全化を目指そうということでこういう結果になったと。どちらが正しかったかと言われても、これは推測の範囲でしかお話しできないと思っておりますが、そこで私たちとしては、合併をして良かったというふうにも思ってもらえるような、そうしたまちづくりを目指して今進んでいるということでございます。

まず一つ目のあわび山荘を改築に向けた課題整備の推進ということでございますが、これはあわび山荘の経営をまず安定をさせると、自立化の方向に向かわせるということがこの課題ということでありましたので、これに向けて鋭意努力をまいりました。しかし残念ながらこうした努力が実を結ばなかったと。これは貝取潤温泉公社の皆さん方も大変ご苦労されたと、その努力については敬意を表しているところでございますが、残念ながら今年度10月で経営を終えられるという状況になりました。やはり私も前回の説明会の中で国民宿舎あわび山荘としての使命はこれで終えられたという話をさせていただきました。40年以上にわたってあわび山荘は経営をされました。その間に時代も変わりましたし、社会の環境も変わりました。これは宿泊業としてこの時点をチャンスにして大きく変化をする機会として次に続けていきたいという思いからでございます。そういったことでなかなか説明も上手にできなくて大成の皆さんの理解というのは、頂けないということではございましたが、しかし私たちとしては、次に事業を変わってやられる事業者の皆さんが、今までのサービスをしっかり提供されて、そしてさらに新しい感覚で時代にあった経営をされて、この維持継続、発展をしていくということが一番望ましいと思っているところでございまして、私たちももちろん応援しますし、町民の皆さんにも応援をしていただきたいと思います。いつの時にでもこれまでの流れを変えるということになると、やはりいろいろと抵抗が出てまいります。しかしこういったことを勇気を持って乗り越えて時代にふさわしいそうした取組をしていくということも、これからの大事なことで、午前中の質問にもありましたスクラップアンドビルドを、こういった新しい形をどんどんと作っていくということが、私たちに求められていると感じているところでございます。

次に2つ目に、地域バランスを考えた施策の話ができました。これもやはり旧町の時代からそれぞれの地域に、それぞれの特色があると、町の力についてもそれぞれ差があったということで、しかしながら地域に同じようなサービスを全体として提供するということは基本でありましたから、そういったことで十分整備されていない部分については整備をさせていただきました。これもまず大成の水道が一番古くて、早急に整備が必要ということで多額の予算を入れさせてもらいました。その次にまた大成の国保が一番古いということで診療所の建て替えもさせていただきました。そのあと三杉荘が古いということで三杉荘についても整備をさせていただきました。そして昨年昭和44年建設の北檜山のプールについても、これも改築をさせていただきました。次に来るのが病院、

北檜山国保が49年ということで古い順番に必要な施設の改築整備を考えて進めているところでございます。そうしたことで、ご理解をいただきたいと思います。

3つ目、サービスが低下をしたというお話でございます。私もよくこの大成や瀬棚に行くとは合併して何にも良いことがなかったという、サービスが低下をしているという多くの町民からそういう声が聞かされるわけでございます。しかし決してそうではないんですが、全体としてそういう認識を持たれているということからすると、私たちももっとしっかりと町民に対して、何が合併前と比べて良くなったのかという点についてしっかり説明をしていかなければならないと思っております。少しでも、どうしても北檜山が中心となっておりますが、中心から離れた住民についてはそうした認識が強いようでありますので、少しでもそうした不安を解消するように私たちもこれからしっかりと努めていかなければならないと思っておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問はよしますから、結局堂々巡りになると思いますので。ただ一言言っておきますが、今私は合併是か非かの議論をしようと思っているのではないですよ。私の信念としては賛成しないでよかったという思念を持っているということをおの思いとして申し上げただけですから。それから地域バランス云々ということにつきましても、大成区、瀬棚区の住民の皆さんの中に入って、よく生の言葉を聞いていただければ町長もよくわかってらっしゃるようですけども、それが現実なんです。ですからこういう要求のお願いをしたい、ああいうことをやってほしいという時には、御名御璽で行政権力で一気に押し切るというやり方ではなくて、愛を持って、心を持ってできるだけ皆さんが納得できる最大の努力をなさるべきでないのかということをおの私に申し上げているわけです。これは答えいりません。

それで4問目に入ります。

第2回定例会以降の進捗状況について町長にお尋ねいたします。

①新年度からの会計年度任用職員制度への移行に向けた条例制定について、準備状況と処遇改善の基本項目について伺います。

②せたな雅荘の再開に向けた町長ご自身の行動と、今後の見通しについて詳細に伺います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の4つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

来年4月より会計年度任用職員が制度化され、第2回定例会において答弁させていただいたとおり、12月開催の第4回定例会に関係条例の提案ができますよう遅滞なく作業を進めております。ご質問の基本的な処遇改善についてでございますが、労働時間により週38時間45分のフルタイム任用職員と週38時間45分未満のパートタイム任用職員に分かれ、賃金体系ではフルタイム任用職員が日給から月給へ、パートタイム任用職員は時給から報酬へと改正されます。その中で任用職員の給料、報酬を支払う根拠である給料表については正規職員と同じ給料表を運用し、また継続された任用職員については昇給も可能になることを制度化いたします。諸手当に関しては、改正後、現在と大きく違う処遇改善といたしましては、期末手当や時間外勤務手当の支給とフルタイム任用職員が月18日以上かつ1年以上勤務した場合に退職手当を支給いたします。また年次休暇、忌引

などにおいても有給として制度化いたします。

今後におきましては、条例、規則の細部について詰める作業を進めているところであり、条例、規則案が出来た段階で議会に説明を申し上げたいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。せたな雅荘の再開の見通しについては、第2回定例会におきましても菅原議員からご質問がございました。事業再開について、町内事業所に検討していただいているとお答えしておりますが、現在も引き続き検討していただいているところであります。私もその事業所の関係者に直接お会いし、検討についてお願いしたところでありますが、経営者意識も高く事業再開に向けて大変前向きに取り組んでいただいております。しかし大きな課題は介護職員の確保であり、他の町内事業所においても人材確保に苦慮されている状況の中、町内での人材確保は難しく、現在、町外からの人材を探しておりますが、施設職員の配置基準により充足が難しく、調整に時間を要していると聞いております。また運営に関しては、これまで北檜山恵福会において雅荘をサテライト型施設として本体施設との連携のもと運営されていましたが、雅荘のみの運営となると職員の配置、コスト面など経営的にも難しい状況になりますが、事業所において検討している状況であります。いずれにいたしましてもさまざまな課題がある中、事業所において現在、事業再開の可能性について検討中でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をする予定ではなかったんですが、それぞれ一つずつ確認します。会計年度任用職員導入の条例については、出来上がった段階で議会にお示しするということだったんですが、それは所管の委員会なのか、あるいは議員協議会といいますか、議会全体なのか、そのお示しする形態について、もし町長考え方を持っていましたら伺っておきたいと思うんです。本会議一発というのはどうかと思いますので、その点だけです。

それから雅荘の再開、いろいろご苦労されていると思うんです。ただこれは年限があつて、多分年度内、令和元年度内いっぱい目途をつけないと、補助金返還の問題が迫られるだろうと思うんです。1億4,900万ですか、それで万が一にもそういうことにならないようお願いしたいと思うんです。そして現実に早急に入りたいという人の数は、一口で言って30人というデータが残ってますから、この点でも私はズルズルにしないで、できるだけ急いで頑張ってもらいたいと思います。議会で協力できることがあれば、声を掛けてもらえればそれは議長もそうでしょうし、まったくやぶさかではございませんので、何としてもこれは早急に解決をするということで、特段の要請をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2つ質問がございました。お答えをいたします。

まず会計年度任用職員の条例、規則案ができた段階で、これは議会にご説明を申し上げたいと申し上げました。どこで説明するのかという質問でございました。これは私たちとしては、どこでということでは特段考えておりませんので、議長とよく相談をさせていただいて、そのとおり議会で説明をさせていただきたいと思っております。

それから雅荘の関係でございますが、確かにこの期限があると思っております。その期限をにら

みながら精一杯努力をさせていただきたいと。ただこれも相手のあることでありますから私たちの思うとおりにはいかないのではないかというふうに一方で考えておりますが、そういった期限も当然出てきますので、こういったことをにらみながら再開に向けて努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員よろしいですか。

○11番（菅原義幸君） はい。

○議長（真柄克紀君） それではこれで菅原義幸議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時23分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第1号令和元年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1でございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億4,415万3,000円を追加し、補正後の予算総額を90億989万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、経済対策に関わる建設工事発注の前倒し4事業、農業チャレンジ等支援事業補助金、旧瀬棚養護老人ホーム三杉荘財産処分納付金のほか、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の追加1件、変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは議案第1号令和元年度せたな町一般会計補正予算（第4号）の内容について説明いたします。はじめに議案その1、5ページ、第2表地方債補正から説明いたします。追加の緊急自然災害防止対策事業については、普通河川赤沢沢川改修工事に伴うものであります。限度額は600万円で起債の方法、利率、償還の方向は記載のとおりであります。次に変更の臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴う限度額の減額であります。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは別冊の補足資料により説明いたします。事前にお目通しをいただいているものと思いますので、主な歳入歳出のみ簡略に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに歳出からご説明いたします。補足資料の3ページでございます。議案その1では10ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では208万2,000円の追加でございます。15節工事請負費では、経済対策として瀬棚総合支所スロープ等改修工事をお願いするものでございます。13目地方創生推進交付金事業費4,154万8,000円の追加は、申請件数の増に伴う農業チャレンジ等支援事業補助金でございます。14目諸費では130万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金では、新築及び住宅購入の件数増が見込まれることから移住定住促進住宅奨励金100万円を追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では846万6,000円の追加でございます。28節繰出金では、地域包括支援センター車両購入、低所得者介護保険料軽減負担金に伴う介護保険事業特別会計への繰出金及び通所介護業務による介護サービス事業特別会計への繰出金846万6,000円の追加でございます。3目老人福祉費2,861万8,000円の追加は、行政報告でも申し上げましたが、適正化法に基づく補助金の返還として旧瀬棚養護老人ホーム三杉荘財産処分納付金でございます。5目障害者福祉費1,456万2,000円の追加は、障害者自立支援給付費国庫道費負担金などで前年度分精算還付金でございます。

次に4ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、6目公営温泉浴場管理費95万6,000円の追加でございます。11節需用費では89万9,000円の追加は、瀬棚公営温泉の浴場配電盤及びヒートポンプの修繕でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費88万5,000円の追加でございます。15節工事請負費では、通信用計装機器が故障したため真駒内ダム設備改修工事を行うものでございます。7目農業施設管理費では、経済対策として、瀬棚町民センター排煙窓改修工事をお願いするものでございます。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費100万円の追加は、さけ稚魚の放流数の増大を図るため、ひやま漁業協同組合が施設整備するさけ飼育ふ化浮上槽増設に対する檜山さけふ化飼育施設整備費事業補助金でございます。

7款1項ともに商工費、4目国民宿舍あわび山荘管理費50万7,000円の追加は、施設指定管理料の施設修繕分として防火扉設備、誘導灯、給油管漏水修繕に要した経費でございます。5目温泉ホテルきたひやま管理費192万5,000円の追加は、施設指定管理料、施設修繕分として屋内消火栓ポンプ修繕、浴場用濾過機部品交換、男女浴室天井油圧換気扇取替修繕に要した経費でございます。

8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費237万8,000円の追加でございます。11節需用費では、タンクの壁面にひび割れが発生したため、きたひやま温泉2号井高温槽漏水修繕として108万円をお願いするものでございます。15節工事請負費では、貯湯槽水位計が故障したため、北檜山温泉1号井貯湯槽水位計取替工事をお願いするものでございます。3項河川費、1目河川維持費600万円の追加は、河道掘削及び築堤の嵩上げの改修として普通河川赤禿沢川改修工事をお願いするものでございます。なお同額を緊急自然災害防止対策事業債で充当することとなっております。

次に５ページでございます。８款土木費、７項住宅費、１目住宅管理費４１４万１，０００円の追加でございます。１１節需用費では、町営住宅の修繕料５００万円をお願いするものでございます。１５節工事請負費では、豊岡高台団地町営住宅屋根葺替工事ほか記載の３事業については、入札執行の精査による減額、そして経済対策として、あかしや団地町営住宅屋根塗装工事をお願いするものでございます。２目住宅建設費では５００万円の減額については、社会資本整備総合交付金の減額により、丹羽団地町営住宅解体工事が見送られたためであります。

９款１項１目ともに消防費３２４万１，０００円の追加は、檜山広域行政組合消防費負担金でございます。補正内容につきましては、別冊で配布しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書（３回）でご確認いただきますが、職員給与費精査による消防署経費分５８６万４，０００円の追加、出動費用弁償など消防団経費分２６２万３，０００円の減額についてお願いするものでございます。

１０款教育費、３項中学校費、３目学校施設整備費では、経済対策として大成中学校屋上防水等改修工事をお願いするものでございます。５項保健体育費、１目保健体育総務費では、全道全国大会参加奨励補助金６３万８，０００円の追加をお願いするものでございます。２目体育施設管理費７１万６，０００円の追加でございますが、１５節工事請負費では、照明灯の故障により丹羽スキー場照明灯改修工事をお願いするものでございます。

これらにかかわる主な歳入でございますが、戻りまして補足資料の１ページでございます。議案その１では７ページからとなります。

９款１項１目ともに地方交付税につきましては、財源調整による普通交付税３，５７５万２，０００円の追加でございます。

１３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金では、介護保険事業特別会計の充当財源である低所得者介護保険料軽減負担金３８２万３，０００円の追加でございます。同じく２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金では、町営住宅解体事業の減により地域住宅計画関連事業交付金２５０万円の減額となります。

１７款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金につきましては、旧瀬棚養護老人ホーム三杉荘財産処分納付金に充当するため２，８６１万８，０００円を追加するものでございます。同じく４目担い手育成基金繰入金では、農業担い手研修補助金に充当するため１５万２，０００円を追加するものでございます。同じく６目スポーツと文化振興基金繰入金では、全道全国大会参加奨励補助金に充当するため６３万８，０００円を追加するものでございます。同じく７目公共施設整備基金繰入金では、入札執行の精査による町営住宅改修事業２７８万４，０００円と事業の減による町営住宅改修事業２５０万円の繰入れを減額するものでございます。

１８款１項１目ともに繰越金では、前年度繰越金７，００８万３，０００円の追加でございます。

次に２ページでございます。１９款諸収入、５項１目ともに雑入、１節総務費雑入では、北海道市町村職員退職手当組合事前納付金清算還付金２，０７０万３，０００円の追加、ＩＲＵ設備敷設補償費２４８万円の追加でございます。４目農林水産業費雑入では、平成３０年２月１７日発生の風害による倒木被害に対する森林保険損害保険金及び保険料返還金として６７３万５，０００円の追加でございます。

20款1項ともに町債、1目総務費では発行可能額確定による臨時財政対策債2,630万円の減額、2目土木債では、緊急自然災害防止対策事業債600万円の追加でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第2号令和元年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の21ページからでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に618万2,000円を追加し、補正後の予算総額を10億3,497万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、地域包括支援センター車両購入、介護給付費負担金等返還金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の26ページ歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額14万8,000円の追加につきましては、介護系システム端末のOSが来年1月でサポート終了するため新たな端末購入事業の追加であります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費は補正は無く財源振り替えであります。

次に3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目包括的支援事業費、補正額163万2,000円の追加につきましては、訪問による支援が必要な高齢者や障害者のケースなど

が増加しており、公用車が不足しているため新たな公用車の購入事業に係る分であります。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目第1号被保険者介護保険料還付金、補正額5,000円の追加につきましては、保険料還付金の追加、同じく2目償還金、補正額439万7,000円の追加につきましては、前年度分介護給付費等の実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが24ページをご覧ください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料で727万3,000円の減額は、低所得者介護保険料軽減分の負担金充当による減額が主なものです。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金では、公用車購入に伴う国庫負担分として62万6,000円の追加。

4款1項ともに支払基金交付金、1目介護給付費交付金で50万5,000円の追加は、前年度介護給付費の額の確定に伴う追加交付であります。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金では、公用車購入に伴う道負担分として31万3,000円の追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金では、公用車に伴う町負担分として31万8,000円の追加、3目その他一般会計繰入金では、介護系システム保険者業務端末購入事業分により14万8,000円の追加、4目低所得者保険料軽減繰入金では、低所得者保険料軽減負担金充当分において764万8,000円の追加。

8款1項1目ともに繰越金では、前年度分介護給付費等返還金への充当として前年度繰越金389万7,000円をもちまして収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明終了です。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第3号令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に４５万４，０００円を追加し、補正後の予算総額を６，０６３万３，０００円とするものでございます。

その内容でございますが３２ページでございます。歳出では１款サービス事業費、１項通所介護サービス事業費、１目デイサービスセンター事業費では、消費税増税による通所介護業務及び給食業務として３５万２，０００円、備品としてテレビの購入費１０万２，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもちまして収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解できると思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第９ 議案第４号

○議長（真柄克紀君） 日程第９、議案第４号令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その１、３３ページからでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に２７万７，０００円を追加し、予算総額を３億２，９０６万３，０００円とするものでございます。

その内容でございますが３６ページでございます。歳出では１款事業費用、１項営業費用、１目総務費では、水道使用料等過誤納還付金の追加、２目維持管理費では、漏水の修理資材費の追加をお願いするものでございます。

歳入では前年度繰越金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解できると思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 10 議案第 5 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 10、議案第 5 号令和元年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、給与費の精査や材料費、経費では医師紹介手数料などをお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。
西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは内容の説明をいたします。41 ページからのせたな町立国保病院事業分の収益的収入及び支出でございます。

はじめに次のページの 42 ページ支出から説明いたします。1 款せたな町立国保病院費用、1 項医業費用、1 目給与費では 7 5 1 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。1 節給料では、医師の採用や職員の人事異動などに伴う人件費の精査により 1, 1 7 8 万円を追加するものでございます。2 節の諸手当では、1 節同様に扶養手当など各種手当の精査をするものでございます。4 節賃金では、臨時医師及び職員の増減に伴う精査による 1, 1 3 0 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。2 目原材料費では 1, 8 8 3 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。1 節では、血友病患者に係る薬品費の追加となっております。3 目経費では 7 8 7 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。2 節普通旅費では、医師 2 名、理学療法士 1 名にかかる赴任旅費 8 7 万 9, 0 0 0 円の追加、1 0 節修繕料では老朽化した非常用放送設備機器の取替で 1 7 2 万 8, 0 0 0 円の追加、1 5 節手数料では、人材派遣会社を介して 4 月から勤務していただいております医師 1 名に係る紹介手数料 5 2 6 万 9, 0 0

0円を追加するものでございます。

次に収入でございます。41ページでございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目外来収益702万4,000円の減額は、医科の収益の精査によるものでございます。3目その他医業収益3,072万7,000円の追加は、医師派遣収益でございまして、瀬棚診療所並びに大成診療所に派遣している医師、放射線技師及び事務職員に係る派遣費用を計上するものでございます。4目訪問看護事業収益1,052万3,000円の追加は、訪問看護ステーションの収益を計上するもので、医療で385万9,000円、介護で666万4,000円を見込み追加するものでございます。国保病院分の収益的収支及び支出につきましては、以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、せたな町立国保病院瀬棚診療所分の収益的収入及び支出について説明いたします。45ページの支出からでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費4,775万7,000円の減額は、職員の人事異動に伴う給料及び諸手当の精査と3月で退職されました臨時医師の賃金の減額などでございます。

続きまして46ページでございます。3目経費2,195万3,000円の追加は、13節委託料で町立病院から派遣を受けている医師及び関係職員の人件費相当分2,584万3,000円の追加、18節雑費では、出張医師対策として3月で退職されました臨時医師が、自宅がありました東京とせたな間を毎週行き来しておりました交通費分の389万円を減額するものでございます。

次に収入でございます。44ページでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益、1目外来収益で医科の収益では2,580万4,000円を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

続きましてせたな町立国保病院大成診療所分の収益的収入及び支出について説明いたします。

48ページの支出からでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費593万3,000円の追加は、職員の人事異動に伴う給料及び諸手当の追加、配置替え等による臨時職員賃金の減額などでございます。3目経費488万6,000円の追加は、1節委託料で町立病院から派遣を受けている医師及び関係職員の人件費相当分の追加でございます。

次に収入でございます。47ページになります。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目外来収益で医科の収益1,081万9,000円を追加し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 11 議案第 6 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 11、議案第 6 号せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その 2 の 1 ページでございます。本案は、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございますが、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づきまして、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するにあたりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） それでは議案第 6 号せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更内容についてご説明いたします。この度のせたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎対策事業債いわゆる過疎債の起債申請を行う際に計画にその事業が登載されていることが、条件となることから過疎債の起債申請を予定している事業より計画に登載されていない事業の変更、追加をするものでございます。2 ページをお開き願います。変更、追加の部分はアンダーラインの部分です。1 の産業振興では、変更後の 1 番下の瀬棚港上架施設改修事業を追加します。

続きまして 2 の交通通信体系の整備につきましては、変更前の除雪ドーザー 8 トン購入事業と除雪専用車 7 トン購入事業を 1 本化しまして、雪寒機械購入事業で除雪専用車、除雪ドーザー等と変更するものです。またその下の防雪柵新設事業を追加します。

3 ページです。5 の医療の確保では、全自動錠剤分包機購入を追加するものです。

続きまして 6 の教育の振興では、大成中学校グラウンド改修を久遠小学校への文言の変更です。

4 ページをお開き願います。年度別の事業計画の参考資料です。先ほどご説明した事業で 5 ページになりますけれども、5 ページの下の方です。（10）その他の 1 番下になりますけれども、瀬棚港上架施設改修事業、右側の欄、変更後は今年度に追加するものでございます。

次に 6 ページをお願いします。市町村道道路です。2 段目、3 段目の除雪ドーザー 8 トン購入事業と除雪専用車 7 トン購入事業を併せまして、右側で雪寒機械購入事業と 1 本化しているものです。その下に防雪柵新設事業、これを追加しているものです。

7 ページです。5 医療の確保、これの診療所の欄、ここに全自動錠剤分包機購入、これを今年度に追加するものです。

次に８ページをお願いします。教育の振興、５段目のその他、ここに久遠小学校グラウンド改修と変更します。

続きまして９ページをお願いいたします。計画本文の変更です。変更前につきましては、大成診療所においては、安心した医療が提供できる体制が構築されたと結果が表記されていますけれども、変更後は大成だけでなく、引き続き安心してできる医療と患者サービスの提供を図る必要があると、まだ不十分であるという表記に変更するものでございます。その対策としまして、その下ですけども、及び患者サービスの向上を図ることを追加するものでございます。

以上のとおり変更、追加するものですが、今年度の事業、瀬棚港上架施設改修事業と全自動錠剤分包機購入につきましては、すでに当初予算、第２回臨時会の補正予算として議決をいただいているところです。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１２ 議案第７号

○議長（真柄克紀君） 日程第１２、議案第７号せたな町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。せたな町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第7号のせたな町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について内容の説明をさせていただきます。

議案書は11ページからとなります。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、本人からの申請によりまして住民票や個人番号カードなどに、旧氏いわゆる旧姓の記載の併記が可能となります。これに伴いまして、昭和49年に旧自治省から発せられました印鑑登録証明事務事務処理要領においても、旧氏、旧姓の印鑑を使用した印鑑登録及び旧姓を併記した印鑑登録証明書の交付が可能となる改正が行われ、令和元年11月5日から施行されることから国の改正に倣いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案書は14ページ新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。第2条第1項中、改正前、本町の住民基本台帳を、改正後では本町が備える住民基本台帳と文言を改めるものでございます。第3条第2項では、登録することができない印鑑についての規定ですが、第1号では改正後、旧氏又は旧氏を組合わせたもので表していないものと規定を追加し全文を改めまして、第2号では改正後、旧氏の文言を追加するものでございます。次に第3項中、住民基本台帳を改正後は削り、記録されているを、改正後では記載がされているに文言を改めるものでございます。第5条第4項では、印鑑登録原票の登録事項についての規定でございます。15ページをご覧ください。第4号では改正後、旧氏を登録事項に加えるため全文を改め、第8号では改正前、記録されているを、改正後では記載がされているに文言を改めるものでございます。第13条第2項では職権で印鑑登録を抹消できる事由について規定されており、第5号では改正後、旧氏に変更があった場合などの規定を加えるため全文を改めるものでございます。第14条では印鑑登録証明証の記載事項について規定がされてございます。

16ページをお開き願います。第1項第2号では改正後、旧氏を記載事項に加えるため改めるものであり、同項第6号では改正後外国人住民に関する規定を追加するものでございます。第2項では改正前、磁気テープを、改正後、磁気ディスクに文言を改めるものでございます。附則としましてこの条例は、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 13 議案第 8 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 13、議案第 8 号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、午前には旧瀬棚養護老人ホーム三杉荘財産処分に係る補助金返還について行政報告をいたしました、解体工事に係る補助金の返還が生じたことに対し、議会及び町民の皆様にお詫びを申し上げたところでございます。重ねてお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

このことから町理事者としての責任の所在を明らかにするため、町長及び副町長の給料月額を減額して支給するため条例の一部を改正しようとするものでございます。

18 ページでございます。条例改正の内容でございますが、附則に次の 1 項を加え、給料の減額 18 項といたしまして、条例第 3 条第 1 項に定める給料月額より令和元年 10 月に支給する給料に限り、町長及び副町長の給料月額を 100 分の 10 減じた額を支給するものでございます。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

菅原議員。

○11 番（菅原義幸君） 今の副町長の説明ですが、所管の委員会では詳しく説明されたんですね。本会議で詳細説明を求めます。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 詳細説明と言いますと、午前には行政報告したとおりでございますけれども、本来この瀬棚養護老人ホーム三杉荘が事業着手する際、事業計画を議会に説明する際に、解体工事に伴っての財産処分の手続が必要だというようなことの説明がありませんでした。このことによりまして、議会の適正な判断をいただけなかったというようなことと、この返還金ということにつきましては、町民の皆様には多大な負担をかけるということによりまして、今回この条例を提案するということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11 番（菅原義幸君） 説明ちょっと違いますよね。旧三杉荘の解体の時期が早すぎたということでしょう。補助金を受けて建物を造ったんですから、あれは耐震措置とお風呂、その使用年限、終わる前に解体しちゃったら補助金返さないとならないという話だと思うんです。これは 2,861 万 8,000 円ですか、金額非常に高いと思います私は。人為的なミスであって、避けることのできた案件だと判断しているんです。特に副町長、あなた財政課長時代でしょう。この時だって 3 月ですと副町長であったわけですよね。私ね 6 月 17 日の第 4 回総務厚生常任会の会議録に目を通しましたがけれども、町長からは特段の謝罪ないです。どの程度の深刻な問題で町長責任はどう

なのか、副町長責任はどうかということについて全く触れられていません。私はそこが深刻だと思うんです。この問題の。副町長はこういうこと言ってますよね、担当の職員が忙殺されていたとか、財産処分の認識がちょっと甘かったのかと思うとかという発言されてますね。それ指摘受けた後で発言取消しているようではありますが、取り消さなければならないような発言するということはまずいんです。いろはのい、初歩的原則についてあなた特別職として、理事者として押さえていなかったということになるんです。忙しいとか、職員が忙殺されていたとか、財産処分の認識がちょっと甘かったのかと思うという話ではなくて、職員がそうなのは、私はある意味では避けられないことなのかと思うんです。その職員の経験やその時の状況、それをチェックし防止するのが町長、副町長の責任でしょう。あなた方決裁したからそういうことになるんですから、部下、職員の責任にしてはダメだということ、これが第1。

2つ目は2、800万円という返還金額、決して少ないものではないです。責任はともに10%というでしょ減給処分ね。17日の議会運営委員会に私も委員外議員で出ましたが、副町長の減給処分出てなかったんです。それ私のほうで追加提案しないのかって言ったら検討しますということで、指摘されて初めて副町長の減給も出てきたわけです。これ皆さんに私申し上げておきます。何を言いたいかといいますと、余りにも責任に応じた処分というのが少な過ぎるということなんです。皆さんも見てらっしゃるから申し上げたいと思うんですが、奥尻町で実は、あわび種苗育成センターが町内の漁師に販売したあわび種苗代金700万焦げ付きおこしたんです。700万円ですよ。その処分を町長10%、副町長10%という提案を3月議会に出しましたら否決をくらったんです。10%ずつを提案したら4月分の町長、副町長の給料それぞれ10%減額する予定だった。これは3月定例会のことです。否決くらったんです。その結果どうなったかということ、再提案になって町長が30%です。副町長は20%です。700万の欠損に対してですよ。私、性格考えると売ったものの未回収というのは、これは私も商売やってるから経験するんですが、どうしてもはまる事ことあるんです。避けられないこともありますよそれは。相手が悪質であったり、やむを得ない事情で倒産したり、人為的にどうしても回収できないということあるんです。その時であっても奥尻町は町長30%、副町長20%、部下、職員に対する戒めも含めて取られたと。町長今回これどうです、少な過ぎると思いませんか。それで謝罪する、今後また再発させませんと言っても、私は、にわかに信じがたいんです。これは町長の口から答弁もらいたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては冒頭、行政報告をさせていただきました。内容につきましては、この三杉荘の改築に係って建物の耐震診断、これが崩壊する危険性が高いと判断されたこと。それから土砂、災害防止の警戒区域として含まれているということから立地上、そして構造上、危険な状態にあるという判断をして早急に建替えをしなければならないということでございました。したがって、これは当初からこの補助金返還についてしっかり確認をして、議会に対して補助金返還が伴いますけれども、これは急いで改築をする必要があるという説明をすべきであったというふうに思っております。その部分がされていなかったということで、これは本当に申し訳ないというふうに思っております。しかしそういった事情もございまして、これは是非とも改築を進めなければならない案件と、私たちとしては判断をいたして補助事業のお願いをしてきた

ところでございます。幸いにして、この事業が採択をされて解体に対する補助金も付いたということから、私たちとしては実施をしたということでございまして、この予算の計上、この実施の段階で、こうした説明をしっかりと議会に対してできなかったということに対して、本当に申し訳なくお詫びを申し上げるところでございます。そういうような経過もございますので、こうしたことで、ぜひご理解をいただきたいと感じているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それしきで理解したら全部後追いで、ああそうでしたということになりますよ。そういうことにならないようにこういう補助金絡みの物件の解体については、私は常識だと思ふんです。耐震措置やったの平成22、3年頃でしたか。そのあとお風呂直してます。これも補助金が入ってたんじゃないかと思ふんですけれども、その建物を壊すときに還付の問題出てこないかというのは、いろはのいですから、それを事前に議会に説明していたか、後から説明したかという問題でないんです。農協でも、漁協でも補助金を貰って建てたいろいろな建物の用途廃止や建物壊したりする時に補助金返さなくてもいいかどうかということはかなり真剣に精査するんです。大丈夫だということを確認してから解体する。大丈夫でないようであれば頑張っただけでそのままの状態で置いておくんですから、私は奥尻でわずか700万の焦げ付きを起こしたことに對して、町長が30%、副町長が20%通ったのであれば、少なくとも奥尻は4分の1の金額ですからね2,800万の、4分の1の金額の人が30%だ、20%で通っているんでしょう。我が町でそれでいいかという問題になりますから。これ議長どうでしょう。私議事進行に関する発言を申し上げたいんですが、この議案このまま採決に持っていくますか。もっと調整して今私が指摘した内容で減給の増額を補正する提案を町長自身から求めることができないのか、詰めていただけませんか議長。要請します。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時29分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

議事進行の申し出て、町側といろいろ今の議員の質疑等の中身を含めまして調整しましたが、町としては、この案で質疑を続けていただきたいということでございますので、これ以上、私のほうから撤回等のことはできませんので、重ねて質疑を継続したいと思います。

続いて質疑の希望があればこれを許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） この処分の減給するということについての提案について、これは私たちの総務厚生の中で十分議論もさせていただきまして、その責任の取り方につきましても私たちのほうも申し上げて、誠意を持った中で町長は対応するというこの話を受けておりました。本当にこの件については、いろはのいということで私も残念だと思っているんです。こういうことが起きるということですね。ですから職員の綱紀粛正そういったことも含めてもう一回原点に帰った姿勢を

自らに厳しく持たないとならないと。日頃の緊張感が大事なんですよ、仕事の中でです。ですからそういった職場全体の綱紀粛正的なものを更にもう一回きちんとやってもらおうと。それで私は町長、それから副町長の10%ということで、1カ月分ということの提案について、これは最高の責任者である町長、副町長の責任として私はこれは認めたいと思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） これは質疑ということでございますので、今の道高議員に対する答弁を町長から求めたいと思います。

○町長（高橋貞光君） この度のこの事案につきましては、最高責任者である私たちのそこまでの十分な精査をしておらなかったということについては、大変大きな責任があると感じております。職員も含めまして、担当も含めまして二度とこのようなことが発生しないように、しっかりとこれを教訓として今後職責を果たしてまいりたいと、このように思っております。この度は本当に申し訳ございませんでした。

○議長（真柄克紀君） 続いて質疑を求めます。

石原議員。

○9番（石原広務君） ある程度、副議長、道高議員から質問も出たんですけど、私が2、3点確認したかったのは、最初、これ常任委員会にかかった時に、町長、解体と建てる補助金と比べたら70万くらい得になるんだっていうくらいの姿勢だったんです。いろいろ委員から説明が出て、引き継ぎの中で今の担当は引き継いだ時にそういう状況になっていたわけです。このまま返還になるんだなと正直言うと自分は思っていたんです。ところが総務厚生常任委員会正副委員長の計らいだと思うんです。町側から申し入れを受けて再度調査したんです。その時に町長、行政報告に対して質問するべきじゃないかもしれないですけど、職員の認識不足って言ったのがどうも自分は引っ掛かったんです。2回目の常任委員会で町長、今、道高議員から言われたような姿勢で職員は全く悪くありません。私の責任です。そして自ら処分を科す。その時はこの数字は出てなかったんです。そういう姿勢が見えたので、私もそれ以上、常任委員会の中では説明しませんでした。その重さということをそれなりに感じてらして、それなりの提案があるんだと思ったんです。正直いうとこの割合に関してはまだ納得できてません。ばかりか職員には全く責任はありませんと言った町長の発言が、今日の行政報告では、職員の認識不足ですと言ったことが、かなり残念ではないんです。そういった意味で、もう少しきちっと考えていただきたいということですけど、町長再度この件に関して町長の見解、繰り返しになるかもしれませんが述べてください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは弁解になるかもわかりませんが、職員は一生懸命仕事をしていたということでございます。いずれにしましても今回のような事案につきましては、最終的な責任は私たち理事者にあると思っております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） その上でこの議案に関しては、再考するというか、再提出するというか、そういう考えは無いんでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 再提出する考えはございません。一つよろしくご審議をお願いしたいとい

うこととございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） この内容で10月、1カ月だけ、それですべて解決というか、責任が終えられるというか、そういうことの認識だと理解していいんですか。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 10月、1カ月という条例改正でございますので、そのようになると思っています。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 町長、副町長がそうおっしゃるのであればそれはそれでいいと思うんですけども、ただ町長と副町長が同率という部分に関していささか違和感を感じるんですが、これいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 職員の管理監督にある立場でございますので、率が違うというのも一つあるかと思えますけれども、この度につきましては同率という提案でございます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

続いて討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議案第8号に反対いたします。反対理由を申し上げます。2,861万円という高額の補助金返還は、理事者の初歩的なチェックで避けられた問題であり、町長と副町長の責任は極めて大きなものがあります。にもかかわらず、奥尻町の最近の事例に照らして減給額はまことに些少であると言わざるを得ません。減給率を奥尻町並みに増額した上で、再度提案すること強く求める意味で反対討論といたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 次に賛成討論を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） この件につきましては、私も常任委員会中で十分に議論をいたしまして、理解も示しながら、そして二度とこういうことがないように、町理事者の責任、そしてまた綱紀粛正を図ってもらいたいという思いを込めて、そういう私の思いからこの処分については、町長の提案のとおり妥当なものだろうというふうに思っ

て賛成討論といたします。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ありませんか。ありませんか。

石原議員。

○9番（石原広務君） 私もこの議案に関しては反対の立場で討論します。常任委員会で一度は調査を終了したあとに、自ら調査を申し入れる状況になって、それなりに責任を感じる発言をされた。その上で今回の提案に関しては、それが表れてなかったというのは明快であります。よって、このままの条例案には賛成できるものではありません。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ございますか。

熊野議員。

○5番（熊野主税君） 賛成の立場から討論させていただきます。私どもの常任委員会で、この問題が出た時に説明を縷々受けましたが、その件に関して委員それぞれが説明に関して納得するものは何もなく、結果は決まって返還ということは明らかなことになっておりました。したがって、それについての理事者のけじめの付け方はどうなんだということだけは言いました。そのような方向できちんと出してください。ただどの程度でどうするというのは理事者の考えなんで、それに委ねる形で私は物を申したつもりでおりますので、今回、理事者から減額がこの数字でやっていきたいとことに関しては、こちらで何も言ってませんので、この負う荷がそうだというのであればまずそう。もちろんその時にも、もしそういうけじめの付け方が違うという考えの方がいるのであれば、当然その場でも言われるでしょうし、また一般質問でも、また追及されることになりますよということも、これは陰の話ですが申しております。したがって、そのことから経過から考えれば私の意見とすれば、提案とおりで承諾するという考えであります。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論希望ございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで討論を終わります。

これより議案第8号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案どおり可決することに賛成の議員の起立をお願いします。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで閉会時刻の延長についてお諮りいたします。

本日の日程の全審議が終了するまで会議の時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、時間を延長することに決定いたしました。

引き続き会議を継続いたします。

◎日程第14 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第9号せたな町行政財産使用料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案は、せたな町行政財産使用料条例等の一部を改正する条例につい

てでございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、本町公共料金について消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第9号せたな町行政財産使用料条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正内容につきましては本年10月1日からの消費税率の8%から10%の引き上げに伴い、使用料や手数料に適正に転嫁するため3本の条例の一部改正するものでございます。21ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第1条せたな町行政財産使用料条例等の一部改正でございます。改正前でございます。使用料第4条中、下線部、100分の108を乗じて得た額を、改正後では消費税等相当額を加えた額に改正するものでございます。

次に第2条瀬棚ふれあいセンター条例の一部改正でございます。改正前でございます。別表第8条関係、備考第5号中でございます。下線部、100分の108を乗じて得た額を、改正後では消費税相当額を加えた額に改正するものでございます。

続きまして22ページでございます。第3条せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。改正前でございます。使用料及び手数料第4条第2項第3号中、下線部、100分の108を乗じて得た額を、改正後では消費税等相当額を加えた額に改正するものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第10号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等が公布され、代替保育の提供に係る連携施設の確保及び本年10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第10号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、内容を説明させていただきます。

議案書は23ページからとなります。議案説明の前に、国が進める乳幼児教育・保育の無償化について概要を説明させていただきます。国は全世代型の社会保障制度の実現に向け、令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げによる財源の活用により、少子化対策の一つとして幼児教育、保育の無償化を実施することとなりました。無償化の対象は3歳から5歳の児童及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童が対象となりますが、本庁においては、昨年4月より国に先駆けて3歳以上の児童の無償化を実施しておりますので、この度の国の改正に伴う新たな無償化の対象は0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童となります。

続きまして本条例の改正内容であります。平成27年4月に子ども・子育て支援制度の創設に伴い国が定めた基準に従い、認定こども園や保育所などの施設や家庭的保育事業などの地域型保育事業を行う事業者の運営に関する基準を定めたものでありますが、このたびの幼児教育、保育の無償化や国の基準の改正に倣い本条例を改正するものであります。

議案書33ページをお開き願ひまして、新旧対照表をご覧願ひたいと思います。こちらでご説明させていただきます。右が改正前、左が改正後となります。第2条では、この度の国の基準改正に伴い改正後のとおり定義規程の文言の整理を行なったものでございます。

34ページをお開き願ひます。第3条では一般原則について規定しておりますが、改正後、保護者の経済的負担の軽減を適切に配慮することを加えるものでございます。以降37ページの第11条までは国の基準改正に伴う文言の整理を行なったものでございます。第13条第1項では特定教育・保育施設に係る利用者負担額等の受領について規定しておりますが、改正後、満3歳未満保育園、認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限ると定めることにより、3歳以上の保育料を無償化すると定めるものでございます。以降46ページの第41条までは国の基準改正に伴う文言の整理を行なったものでございます。

続きまして第42条第1項から48ページの第9項までについては、特定地域型保育事業者にお

ける特定教育保育施設等との連携について規定しておりますが、改正後では代替保育や卒園後の受け皿の提供などを行う連携施設の確保が困難な場合についての緩和要件を追加するもので、そのほか国の基準改正に伴う文言の整理を行なったものでございます。以降53ページの第52条第3項までは国の基準改正に伴う文言整理を行なったものでございます。

54ページをお開き願います。附則第2条では国の基準改正に伴う文言整理を行なったところでございます。続いて附則第3条では施設型給付費等に関する経過措置について規定しておりますが、3歳以上の保育料の無償化に伴いまして削除するものでございます。

55ページをご覧ください。附則第4条では、連携施設に関する経過措置について規定しており、経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

56ページをお開き願います。この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第11号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、代替保育の提供に係る連携施設の確保等が必要となることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第11号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。

議案書は57ページからとなります。本条例は平成27年4月に子ども・子育て支援制度の創設に伴い、家庭的保育事業等については、国が定めた基準に従い市町村が認可事業を行うこととなり、本町の認可を受けるために守らなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものでございますが、この度の国の基準改正に伴いまして本条例を改正するものでございます。なお家庭的保育事業とは0歳から2歳までの乳幼児を対象とした4つの事業の総称でございまして、1つ目が定員5人以下の家庭的保育事業、2つ目が定員19人以下の小規模保育事業、3つ目が保育従事者と利用者が1対1で行われる居宅訪問型保育事業、4つ目として従業員の子供などに保育の提供を行う事業所内保育事業、以上の4事業に分類されます。現在町内にはこれらの認可を受けた事業所はございませんが、国の基準の改正に倣いまして、本条例を改正するものでございます。

それでは議案書61ページ新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。第6条第1項から62ページの第5項までは、保育所等との連携について規定しておりますが、改正後では、代替保育や卒園後の受け皿の提供などを行う連携施設の確保が困難な場合についての緩和要件を追加するものと、併せて国の基準改正に伴い文言の整理を行なったものでございます。第16条は食事の提供の特例について規定したものであります。63ページをご覧ください。第16条第2項では食事の提供についての搬入できる施設を規定しておりますが、改正の第3号については、学校給食法に基づく施設、第4号では保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、町が適当と認める施設についてそれぞれ追加をするものでございます。第37条は居宅訪問型保育事業について規定しており、国の基準改正に伴う文言の整理を行なったものでございます。第45条第1項及び第2項では事業所内保育事業の連携施設に関する特例について規定しておりますが、改正後では満3歳以上の児童を受け入れている場合については、連携施設の確保を不用とする規定を追加するものと、併せて国の基準改正に伴う文言整理となつてございます。

64ページをお開き願います。附則第2項及び第3項では食事の提供の経過措置について規定しており、第2項では文言の整理を行い、第3項では改正後、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業は、食事を提供する際、事業所内で調理する方法により行うこととしておりますが、規定適用猶予する経過措置期間を10年とし、必要な体制を確保するよう努めなければならないとする規定を追加するものでございます。

65ページをご覧ください。附則第4項では連携施設に関する経過措置について規定しておりますが、経過措置期間を5年から10年に延長するものであります。なおこの条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 1 7 議案第 1 2 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 1 7、議案第 1 2 号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、放課後児童支援員の資格の認定に係る改正が必要となることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議ほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第 1 2 号の内容を説明させていただきます。議案書は 6 7 ページからとなります。本条例は平成 2 7 年 4 月に子ども・子育て支援制度の創設に伴い、放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育事業の設備及び運営について、国が定めた基準に従い定めたものですが、この度の国の基準の改正により他の児童支援員の要件である放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事が行う研修に指定都市の長が実施する研修が追加されたことから本条例を改正するものでございます。

それでは議案書 6 9 ページの新旧対照表をご覧ください。第 9 条第 3 項中、改正後では地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長を追加するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願います。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 18 議案第 13 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 18、議案第 13 号せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案は、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例等の一部を改正する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等が公布され、本年 10 月 1 日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第 13 号の内容につきまして説明させていただきます。

議案書は 71 ページからとなります。国が進める幼児教育・保育の無償化につきましては、先ほどの議案で説明をさせていただきました。このたびの改正する条例ですが、3 つ条例を改正するものでございますが、改正内容としましては利用者負担額の基準及び保育所認定こども園に係る保育料の徴収根拠について国の制度改正に倣い、所要の改正を行うものでございます。

それでは議案書 75 ページの新旧対照表で説明させていただきます。まず第 1 条では、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正でございます。第 2 条では、利用者負担額を規定したのですが、改正前は政令で定める額を限度として、規則で定めるとしておりましたが、改正後は国の制度として無償化を実施することから、本条例で規定を追加するものでございます。第 1 号では、3 歳以上の教育・保育認定子ども（3 歳以上）の認定こども園や保育所の児童の利用者負担金をゼロと規定するものでございます。第 2 号では、3 歳未満の保育認定子ども、これは 3 歳未満の認定こども園や保育所の児童でございますが、これらの利用者負担額は政令で定める額を限度として規則で定めるものと規定するものであり、住民税非課税世帯に係る 3 歳未満の保育認定子どもの利用者負担額はゼロとする改正は規則で定めるものと規定するものでございます。そのほかについては、法改正に伴い文言の整理を行なったものでございます。

次に第 2 条せたな町立保育所条例の一部改正でございます。第 8 条では保育料について規定した

ものですが、改正後の第1項では保育所に入所している満3歳未満の保育認定子どもについて、保育料の納付義務についての規定を追加するものでございます。76ページをお開き願います。改正前第8条では保育料の額は、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額と規定しておりますが、改正後、第8条第2項として前項の保育料の額は、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則に定める利用者負担額に相当する額として追加するものでございます。第3項では改正後、本町以外の市町村の保育所を利用する場合は、保育所の所在する市町村が定める保育料を納付しなければならないと規定を追加するものでございます。次に第3条は、せたな町立認定子ども園条例の一部改正であります。改正内容につきましては、第2条のせたな町立保育所条例の一部改正で説明した内容と同様でございますので説明は省略いたします。

77ページをご覧ください。附則の第1項では施行期日を令和元年10月1日とするものでございます。附則第2項から第4項までは、3つの条例の経過措置を規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 同意第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、同意第1号せたな町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 79ページの同意第1号せたな町教育委員会委員の任命についてでございます。せたな町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は田井重久、住所、久遠郡せたな町北檜山区若松511番地、生年月日は昭和26年3月10日生まれ、次のページに経歴を記載してございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから、同意第１号の件を採決いたします。

この採決は、会議規則第８１条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（真柄克紀君） ただいまの出席議員は１１名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に吉田実議員、梶田道廣議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（真柄克紀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（真柄克紀君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただ今から投票を行います。１番席から順番に、議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは１番、吉田君。

（投票）

○議長（真柄克紀君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 投票漏れなしと認め、これで投票を終了します。

開票を行います。

吉田議員、梶田議員立会いをお願いします。

（開票）

○議長（真柄克紀君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数１１票、有効投票１１票、有効投票のうち賛成１１票、以上のとおり賛成多数です。したがって同意第１号せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第 20 諮問第 1 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 20、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書 81 ページの諮問第 1 号でございます。人権擁護委員の任期満了に伴いまして、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。住所は久遠郡せたな町瀬棚区本町 60 番地、氏名、加賀谷和子、生年月日は昭和 36 年 10 月 10 日生まれでございます。次のページに経歴を記載してございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案について、これを適任と認め答申したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本件は、これを適任と認め答申することに決定いたしました。

◎日程第 21 報告第 1 号及び日程第 22 報告第 2 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 21、報告第 1 号平成 30 年度健全化判断比率の報告及び日程第 22、報告第 2 号平成 30 年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本 2 件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その 3 の 1 ページからでございます。ただ今一括上程になりました報告第 1 号平成 30 年度健全化判断比率の報告について、報告第 2 号平成 30 年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第 1 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による実質赤字比率など 4 つの指標、いわゆる健全化判断比率について、報告第 2 号は、同項第 22 条第 1 項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告をするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 議案その3の2ページでございます。健全化判断比率は財政の健全度がどの程度の水準にあるかを表わすものでございます。表の上段は、せたな町の比率で、下段が自治体の規模により設定される基準比率であります。財政の健全性として早期健全化基準は、黄色信号、財政再生基準は、赤信号と言われるものです。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様に赤字が発生しておりませんので比率は無しとなっております。実質公債費比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合の檜山広域行政組合及び北部桧山衛生センター組合も含めまして、地方債の返済額の割合を示したもので、資金繰りの程度を示すものでございます。これは過去3年間の平均値でございまして、平成30年度は8.2%で、前年度に比べ0.4%増加しております。この主な要因といたしましては、普通交付税の合併算定替縮減率による減額、普通交付税に算入される地方債の元利償還金に応じた交付額の減額によるものです。将来負担比率につきましては、一般会計等が将来に負担しなければならない負債が標準財政規模に対する比率でありまして、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっております。平成30年度は昨年に引き続き比率は無しとなっております。この主な要因は、将来に負担すべき負債等より負債の財源となる普通交付税や基金などの充当財源が上回っていることであります。当町の健全化判断比率につきましては、いずれの比率も早期健全化基準をクリアしております。3ページは平成30年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書でございまして、総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

続きまして6ページでございます。平成30年度公営企業資金不足比率について説明をいたします。この指標は、健全化判断比率と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定されるもので、個々の特別会計の健全度がどの程度の水準にあるかを表すため設けられている比率でございます。公営企業会計に係わる法適用の病院事業、非適用の簡易水道事業から瀬棚港旅客施設事業までの5事業に係る剰余金でございますが、病院事業会計では7億8,667万8,000円の剰余金となっております。この額につきましては、国に報告する決算統計の数値を基に計算されたもので、流動資産と流動負債の差額となっておりますので、実際の決算書の数値とは異なるものでございます。

続いて簡易水道事業特別会計で418万6,000円、公共下水道事業特別会計で502万3,000円、漁業集落排水事業特別会計で11万4,000円、風力発電事業特別会計で263万円、瀬棚港旅客施設事業特別会計74万7,000円の剰余金となりました。

次に資金不足比率でございますが、前年度と同様にいずれの会計においても資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は無しとなっております。

7ページから12ページまでは経営健全化審査意見書でございます。いずれの会計も総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件はこれで報告済みといたします。

◎日程第23 認定第1号ないし日程第34 認定第12号

○議長(真柄克紀君) 日程第23、認定第1号平成30年度せたな町一般会計歳入歳出決算から日程第34、認定第12号せたな町病院事業会計決算までの12件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) ただ今一括上程になりました認定第1号から認定第12号までの平成30年度せたな町各会計の決算認定に係わる提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料でございます決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページ、各会計別歳入歳出決算額総括表におきまして一般会計ほか10の特別会計と病院事業会計につきまして予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況を説明申し上げております。この予算の執行に当たりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えてございますので、そのようにご理解の上、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております12件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第12号まで12件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいまより休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後5時23分

再開 午後5時40分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に平澤等議員、副委員長に道高勉議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で本日の議事日程は終了したので会議を閉じます。

決算審査特別委員会が終了するまで休会とし、本日はこれにて散会します。

どうも長時間にわたりご苦労さまでした。

散会 午後５時４１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年10月31日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 熊 野 主 税

署 名 議 員 道 高 勉

令和元年第3回せたな町議会定例会 第2号

令和元年9月26日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 諸般の報告
- 2 認定第 1号 平成30年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 2号 平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 3号 平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 4号 平成30年度せたな町介護保健事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 5号 平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 6号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 7号 平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 8号 平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第 9号 平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第10号 平成30年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 12 認定第11号 平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計歳入歳出決算について
- 13 認定第12号 平成30年度せたな町病院事業会計決算について
- 14 議案第14号 せたな町貝取潤公営温泉浴場条例について
- 15 議案第15号 令和元年度せたな町一般会計補正予算（第5条）
- 16 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 17 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 18 発議第 2号 議員の派遣について

○出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 吉田 実 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 本多 浩 君 | 4番 橋本 一夫 君 |
| 6番 道高 勉 君 | 7番 大湯 圓郷 君 |
| 8番 横山 一康 君 | 9番 石原 広務 君 |
| 10番 平澤 等 君 | 11番 菅原 義幸 君 |
| 12番 真柄 克紀 君 | |

○欠席議員（1名）

- 5番 熊野 主税 君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会	教育長	成	田	円	裕	君
農業委員会	会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会	委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正	則	君
総務課長	原		進	君
まちづくり推進課長	小坂橋		司	君
財政課長	佐野	英	也	君
税務課長	高橋		純	君
町民児童課長	濱口	喜	秋	君
認定こども園長	鎌田	郁	美	君
保健福祉課長	樋口		靖	君
農務課長	佐藤	英	美	君
水産林務課長	横川	洋	二	君
建設水道課長	丹羽		優	君
会計管理者	萩原	勝	幸	君
国保病院事務局長	西村	晋	悟	君
総務課長補佐	小林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世	紀	君
財政課長補佐	河原	泰	平	君
税務課長補佐	濱登	幸	恵	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	浜高	正	明	君
地域包括支援センター所長	長内		京	君
農務課長補佐	吉田	有	哉	君
水産林務課長補佐	八木	忠	義	君
建設水道課長補佐	平田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中川		譲	君
経営戦略室次長	手塚	清	人	君
財政課主幹	井村	裕	行	君
財政課主幹	小林	朱	央	君
町民児童課主幹	黒澤	美知子		君

保 健 福 祉 課 主 幹	古	守	亜	珠	君
保 健 福 祉 課 主 幹	竹	内	亜 希	子	君
保 健 福 祉 課 主 幹	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
建 設 水 道 課 主 幹	川	上	佳	隆	君
建 設 水 道 課 主 幹	金	澤	喜	嗣	君
建 設 水 道 課 主 幹	鈴	木	涼	平	君
総 務 係 長	中	山	康	春	君
職 員 厚 生 係 長	尾	野	裕	也	君
まちづくり推進係長	松	原	孝	樹	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
財 政 係 長	稲	船	洋	志	君
障 が い 福 祉 係 長	平	田	慎 太 郎		君
農 政 係 長	大	庭		啓	君
耕 地 係 長	斉	藤		真	君
水 産 係 長	油	谷	好	彦	君
土 木 係 長	桑	田	一	良	君
水 道 係 長	大	野	秀	幸	君
管 財 係 長	高	橋	真	一	君

《大成総合支所》

支 所 長	杉	村		彰	君
次 長	佐 々 木	正	人		君
大 成 診 療 所 事 務 長	古	守	幸	治	君
主 幹	奥	村	大	樹	君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	上	野	宏	行	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横	川		忍	君
次 長	増	田	和	彦	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	神	田		昌	君
次 長	古	畑	英	規	君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	杉	村	輝	明	君
主 幹	山	本		亨	君
学校給食センター副所長	久 津	間		智	君
総 務 係 長	長	内	解	人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	西	田	良	子	君
農	地	係	長	小	池	秀	樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書	記	長	原	進	君			
書	記	次	長	小	林	和	仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君
次			長	上	野	朋	広	君	

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君	
次			長	上	野	朋	広	君		
事	務	局	総	務	係	原	田	翔	太	君

開会 午前10時00分

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 皆様ご苦労様でございます。

熊野議員からを欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員11名です。

定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会議規則第117条の規定により追加会議録署名議員に7番、大湯圓郷議員を指名します。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第13 認定第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第2、認定第1号平成30年度せたな町一般会計歳入歳出決算から日程第13、認定第12号平成30年度せたな町病院事業会計決算までを一括議題といたします。

本件について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

平澤委員長。

○10番（平澤 等君） ただいま議題になっております決算審査特別委員会に付託されました平成30年度せたな町各会計歳入歳出決算認定第1号から認定第12号までの審査結果をご報告いたします。

当特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く10名で構成し、9月24日に設置され委員長に私平澤等、副委員長に道高勉委員を選任いたしました。

9月25日に再開し、以降26日まで各会計歳入歳出決算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い慎重かつ精力的に審査したものであります。その結果、当特別委員会は認定第1号から認定第12号までの各会計すべて認定すべきものと決定いたしました。財政の健全化については、年々改善されている状況を確認いたしました。

今後においてもより一層の健全な財政運営をされるよう望むものであります。

議長に進言いたします。審査は十分に尽くされておりますので認定第1号から認定第12号までの各会計決算認定については、質疑を省略し、討論、採決に入られるよう進言して、せたな町議会決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（真柄克紀君） ただいま委員長から決算審査特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く10名構成であり、特別委員会で審査は十分に尽くされているので質疑を省略し討論、採決に入られるようとの進言がありました。

お諮りいたします。

委員長進言どおり取り進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、委員長進言どおり質疑を省略し、直ちに討論、採決に入ることに決しました。

認定第1号平成30年度せたな町一般会計歳入歳出決算について討論を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君）私は反対の立場で討論いたします。年号が令和になり元年9月の議会では平成30年度の一般会計決算の審査をされます。しかし昨年、決算の修正有る無しにかかわらず、決算の提案をしないという町長の姿勢に対し、議会は問責決議をしました。数々の不祥事が続く現町政のさまざまな矛盾は本末転倒と言わざるを得ません。

よって平成30年度一般会計決算には反対いたします。

○議長（真柄克紀君） 続けて討論を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君）平成30年度のせたな町一般会計決算につきましては、監査委員の認定も受けて、それぞれ適正であるという中での議会での決算審査に及んだところ、私はこの当初の目的通り執行されたものであるということで賛成討論とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ございませんか。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第1号の委員長報告は認定とするものでございます。

お諮りいたします。

これより認定第1号について起立によって採決いたします。

本案について、委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立するものあり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、認定第1号平成30年度せたな町一般会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第2号、平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第2号の委員長報告は認定とするものでございます。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第3号平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第3号の委員長報告も認定とするものでございます。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第4号平成30年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第4号の委員長報告も認定とするものでございます。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号平成30年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第5号平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決します。

認定第5号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第6号平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第6号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第7号平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第7号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第8号平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第8号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第9号平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第9号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第9号平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第10号平成30年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第10号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第10号平成30年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第11号平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第11号の委員長報告も認定とするものでございます。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第11号平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第12号平成30年度せたな町病院事業会計決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第12号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第12号平成30年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第14号せたな町貝取潤公営温泉浴場条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。せたな町貝取潤公営温泉浴場条例についてでございますが、国民宿舎あわび山荘を廃止し、町民の健康増進とコミュニケーションを図るため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） それでは議案第14号の内容につきまして説明いたします。議案書の2ページでございます。この度の条例制定に当たりましては、10月末であわび山荘の町の管理による宿泊部門の経営は行わなくなりますが、宿泊（温泉）部門を町が引き続き経営することから管理運営に必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

まず第1条です。設置についてでございます。この条例は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、町民の健康増進とコミュニケーションを図るため、せたな町貝取潤公営温泉浴場を設置するものでございます。第2条につきましては、名称及び位置で、名称につきましては、せたな町貝取潤公営温泉浴場、位置につきましては、せたな町大成区貝取潤386番地1でございます。第3条につきましては、休日と営業時間でございますが、休日は毎月第1、第3月曜日、営業時間は午前10時から午後9時まででございますが、町長が必要と認めた場合にはこれを変更することができると定めております。第4条につきましては管理についてで、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならないとしております。第5条につきましては利用の禁止及び制限等について、1号から4号まで定めております。1号では公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。2号では、伝染性の疾病に罹っている者と認められるとき。3号では、建物、附属設備、備付物件を破損、汚損又は滅失するおそれのあるとき。4号では、その他公営温泉浴場の目的に反すると認められるときでございます。第6条は、入浴料でございます。4ページをお願いします。別表のとおりに定めております。この入浴料は瀬棚区のやすらぎ館、北檜山区の温泉ホテルきたひやま、そして現在のあわび山荘と同料金でございます。戻っていただきまして、2項では、町長が認めた時は減免することができるというふうに定めております。次に第7条です。販売行為等の禁止について、許可を受けたもの以外、物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をしてはならないと定めております。第8条は、利用者に対する損害賠償について定め

たものです。第9条は、管理の代行についてです。町長は公営温泉浴場の管理について必要があると認めるときは、町が指定する指定管理者に行わせることができる旨を規定しております。第10条では、指定管理者が行う業務を1号から5号まで定めたものです。1号は、維持管理に関する業務、2号では、使用の許可及び使用調製に関する業務、3号では、入浴料の徴収に関する業務、4号では、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務でございます。5号では、その他町長が認める業務でございます。2項では、指定管理者に業務を行わせる場合の、この条例の規定の適用に関し、必要な読み替え規定を定めたものでございます。第11条では、町の関係条例等に基づきまして指定管理者が行う管理の基準について定めたものでございます。第12条は指定管理者に対する報告、調査、指示を定めたものでございます。第13条は、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める旨を定めたものでございます。附則としまして、1、この条例は、令和元年11月1日から施行するものでございます。2、せたな町国民宿舎条例は廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 今、課長から説明をいただきましたけれども、私は町長の公約というののもあるかとは思いますが、新しく事業を引き継いでくださる方がこれからおられるということであるならば、その方々が少しでも運営をしやすいようにしてもらうためにいろいろと質問をさせてもらいたいと思いますが、先に確認なんですけど質問は3回までですか。わかりました。

それでは質問事項だけを先に申し上げさせていただきます。先日20日の説明会では、地元雇用の確保の質問が出ていましたが、これから閑散期を迎えるこの時期に、望むと望まないにかかわらず、やむを得ず11月から運営をしなければならない。非常に厳しい時期に営業を引き継ぐというこの時期に、町長は先日の説明会では地元雇用をさせるという発言をされておりました。非常に厳しいものがあるかと思うんです。というのは、やはりお客様も来ない中で雇用するためには、給料等も発生するわけですから非常に大変じゃないか。そういう意味では、新しい制度よりも現行の制度で引き継いだほうがいいのではないかとまず考えます。また一般質問の中でスクラップアンドビルドという言葉は何回か使っておりますけれども、このあわび山荘は、そういう意味でいきますとスクラップというふうに捉えられかねない。というか取ってしまいますけれども、スクラップである建物を貸出して、なおかつ修理はすべてそれぞれでしなさいということは、建物自体が母屋である町としての責任を放棄するものではないか。ある程度の責任は当然生じるのではないかと思います。また管理者そして指定管理料、今年の3月の定例会において来年3月まで議決されているわけですから、今ここで性急に条例を制定し、また国民宿舎条例を廃止するよりは、町民区民の合意、同意をいただくためにも、もう少し先まで延ばして来年の3月に改めてこの条例を出すということが、私は望ましいのではないかと思います。以上の点についてまずお伺いをします。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） まず前段の地元雇用、11月からの営業と、これでは厳し

いんではないかという話ですけども、温泉部門これにつきましては、皆さんの憩いの場であるというふうに町も思ってますので、募集要項としましては、温泉だけは11月からやってもらうと、これは指定管理で11月からやってもらうと、宿泊、宴会部門については11月から施設は無償で貸与しますけども、必ずしも11月1日から営業しなければならないというふうには考えておりません。ですので条件が整い次第11月1日以降で事業者のほうで判断しながらやっていただきたいというふうに考えております。

2つ目のスクラップアンドビルドのお話ですけども、担当としましては、やり方自体が今回まさしくスクラップアンドビルドかというふうに考えます。これまで指定管理でやってきました。町の条例により縛られながらと言ったらちょっとあれですけども、やってましたけども、今度は宿泊、宴会部門につきましては条例ありませんので、事業者の思うところで自由に柔軟な発想で、いろいろと事業を展開できますので、そこで一度、経営的には変わりますけどもそこでスクラップして、新たな事業展開ということでビルドというふうに担当では思ってます。

○議長（真柄克紀君） 3番目の指定管理を来年3月までということ。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 指定管理料があるのに、もう少し先でもいいのではないかという話につきましては、この度、指定管理料は1回10月末で精算という形になりますので、これまで経営してきた公社のほうの精算等々ありますので、まずはそちらの方にその予算を振り分けて、その後、経営者そして経営形態が変わりますので、変えてそしてこの機会に本当に新たなあわび山荘という形で迎えるためにも、ここで形を変えたものをやっていってもらいたいというふうに考えまして、このような形にしたものでございます。

○議長（真柄克紀君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 課長の今説明で雇用はあくまでも温泉のほうでするのであって、宿泊のほうでは、それは自由にしてくださいというように聞こえるんですけども、温泉のほうにそんなには必要ないんじゃないかとまず思います。それと形を変えてと今言いましたけれども、そのためにも今この時期ではなくて、これから忙しくなるという来年春以降のほうが私自信は望ましいことだろうと思います。この10月末をもって精算するということですけども、次の方に入るのかもしれませんが、温浴施設のほうの指定管理これもあろうかと思いますが、それと比べてみてもそれほど差はない中で、なぜ今の制度を廃止しなければならないのか。ここがまず非常に疑問に思うところであります。指定管理者はただ、今の貝取潤温泉公社というものから新たな事業者に変更すればいい。そして管理料もそのまま移行することによって11月1日より運営しようとしている日帰り温泉入浴に係る指定管理料等は必要なくなるのかと考えると、現行のままで十分問題ないんじゃないかというふうにまず思います。今のことは、先ほどの協議の中で、副町長が温泉公社との合意があったから今回こうやって提案するんだということですけども、合意があったから提案じゃなくて、あくまでもやっぱり住民、区民そういう方々の理解をいただいた上で、円満に行うことが今後にとっても遺恨、禍根を残さないという意味でも非常に大切なのかと思います。

そしてもう1点、先日も町長が説明会の中で話しておりましたが、今後経営基盤がしっかりしたならば、建替え等も検討できると、するというような発言をされていましたが、それは今後新しい事業者がそういうふうに黒字経営を続けることができるといった場合には、今のこの

建替えというものする意思があるのか。もしそうであるならば、どれぐらいの期間で黒字というか、それを見越すのかという点を伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これまで経営基盤の強化、あるいは経営改善ということで公社にお願いをして、努力をしていただいたところですが、残念ながら経営状況の回復ができずに10月で経営を終えられるということになりました。そこで町としましては、大成の皆さんから事業の継続、宿泊施設等の継続について要望が出されてきたところでございますが、町としてはこうした要望を受け止めて、これに応えていきたいということと、同時に今後の厳しい財政状況等が予想される中で、熟慮に熟慮を重ねた結果こうした提案をさせていただいているところでございます。一方で合併以来、病院、消防など再編をしましてまいりましたが、昨日の一般質問にもありましたように、これからの財源が減少するということは事実でございまして、こうしたことに対応するため、今後、改革をしていかなければならないという議員のお話もいただいたところでございまして、こうしたさまざまな角度から検討して、責任ある立場として判断をさせていただいたところでございます。それから建替えのご質問でございしますが、これはこの事業を継がれた事業者が将来自らの経営としてどういう方向で経営していかれるのかということであろうと思います。そうした状況が出てくれば町としても支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長にお尋ねしますが、今3つの質問があったんです。というのは宿泊施設の雇用については町はまったくフリーで関与しないのかというのが一つ。それからこの業者との合意という形の中で10月に閉めるけど、それについての考え方を再度聞きたいというのが一つ。それとこの経営基盤のしっかりしたという判断はどの時点でするのか、今の考えを聞きたいと、この3つの質問ですから総括的な形の中で思いはわかりますけど、きちんと質問に対しては絞った形で答弁してください。

町長。

○町長（高橋貞光君） 雇用に関しましては、これは引き継がれる事業者にできるだけ継続の雇用のお願いをするつもりでおります。しかしそれは事業者の考えもあると思いますので、もしこのすべてが、そういうことにならないというときには、町としてもいろいろな角度から方面からそうした失業者が出ないようなそうした努力もさせていただきたいと。

経営基盤については、引き継ぐ事業者が将来とも安定したしっかりとした経営基盤があるということ。それから経営の能力、こういったものも持ち合わせているということが必要であると思います。これはこれから事業を継続していく中で、そういったものが見えてくると、当初から私たちとしてはなかなか判断するのは難しいというふうに思っております。

指定管理この機会に何でという話のようですが、これまで40数年にわたって国民宿舎あわび山荘が運営されてまいりました。この間時代も大きく変わっておりますし、社会の状況あるいは観光客のニーズ等も変わっております。10年ひと昔ということが言われますので、四昔前からということになります。やはり時代に合った経営というものはしていかなければならないと。この機会にそうした新しい形で起業するという事業者もおられますし、そういったことに大いに期待をしているということでございます。

○議長（真柄克紀君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 新しい事業者が新しい形でという、すごくオブラートで包んだような、玉虫色のような表現に聞こえるんですけども、今、町長が言った失業者が出ないように云々という言葉がありましたが、これは町として失業者が出ないように支援をするというふうに捉えていいんでしょうか。

それと別なことですけれども、せたな町貝取澗公営温泉浴場条例という名前がありますが、これはこの名前のままでは、新しく引き継ぐ会社は、あわび山荘という名前を使うことができないんじゃないかと。正式名称が、せたな町貝取澗公営温泉浴場という名前である以上、あわび山荘と、今まで40数年間使い続けて、また認知もされているあわび山荘という名前が使えなくなる。また看板等の撤去、その他も出てくるかと思います。またもう一つ、もしあわび山荘という名前を使うことを許可したと言った場合には、町が民間のコマーシャルをしていると。町が民間の事業名を町のほうで使わせていることにもなるんじゃないかかと思しますので、いずれにしてもこのせたな町貝取澗公営温泉浴場という名前のどこかに、あわび山荘とかあわび荘とか、そういう言葉を入れる必要もあるのかとも考えるんですけども、この点も含めてよろしく願います。

○議長（真柄克紀君） なるべく理事者にお話していただきたいんですが、いいですか担当課で。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 条例にあわび山荘と付けたほうがいいんじゃないかというご質問ですけども、一応担当としては、募集要項でこのあわび山荘という名前を使うことというふうに条件には付けております。またPR、コマーシャル等々ですけども、施設の無償貸与と同様に現在のいろいろと建ててある看板、これについてもそのままあわび山荘という名前を使ってもらいますので、そのまま使ってもらいたいと考えてます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 雇用の関係でございまして、議員ご承知のようにせたな町はある意味大変な人手不足という状況にあります。したがって、そうした状況の中でいろいろな支援ができるものと思っております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） まず率直に先ほど説明の中で、これは住民説明会でも担当から説明があったんですが、条例を廃止によって縛りがなくなるんだと、自由にできるんだってということは再三にわたって説明してたんですけど、同時に責任もなくなるわけですよ。そこはまあここでいろいろ聞いたとしても、また堂々巡りになるんです。町長、副所長に申し上げますけど公社がある意味撤退したのを決めた、合意したということは二度と使わないでください。もう怒り買ってますから。これ間違いなく怒り買ってますから。そういうことで合意したんじゃないよ。公社側は止む無く撤退せざるを得ない状況に追い込まれた。これは公社側の理事統一した見解ですから。二度と公社のせいになるような形で使わないでください。課長、縛りがなくなる、住民説明会の中でも詭弁だということもありました。責任、例えばその避難所ということでの責任、そこも含めて無償貸与にした。手を挙げようとしてる事業者がいれば、そこにお任せするかもしれないでしょうけれど、災害

時です。役場職員だってあの海岸線、例えば支所に張り付いて、なんかあった時に有事があった時にその避難所まで駆けつけるのも、二次被害、三次被害起こりかねないんです。そんな状況があるのもおそらく認識してるはずなんです。そういう責任も含めて、この自由になるんだ、縛りがなくなるんだという感覚では到底住民説明会のような形で区民は納得できません。そこまずどう考えるかお答えいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 今の避難所のご質問だと思いますが、現在も貝取潤温泉公社さんのほうに指定管理している中で避難所としております。今回、貝取潤公営温泉浴場条例ができて、温泉の公衆浴場部分については、町が責任を持って運営するということでございます。その中で当然あの休憩所等もかなりの面積有してますので、なんら条件が今までと変わることはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 課長この前、そこも含めて業者にまかせるようなこと言っちゃったんです。だからそこは今後きちんと考えてやっていただければいろいろ結構です。あと町長これはまた数度にわたって一般質問もしてますし、この前の住民説明会では国民宿舎あわび山荘改築に向けた課題整備の推進、これなんで改築しないんだってなったら公社が撤退を決めたから、まるでそこも公社のせいなんです。そこももう二度と言わないでください。その上で驚きの発言、これは一般質問の中にもありましたけど、町長、間違いなく今ハンドマイクないですけど、山荘残しますって住民説明会に参加した方もほぼ皆さん聞いてるのを、あそこで堂々と否定して退けたんです。そこに対して紛糾と言う言葉で新聞報道もされましたけど、町長そこまでして言ったことも言って無い、約束したことも反故にする。時期尚早ということでも先ほど議運の中でも出てました。議会の議決、来年の3月31日まで指定期間が議決されて、そこに皆さん納得して予算委員会通ったんです。そもそも条例改正含めて、こういう手続きを踏んでなぜこの時期にやるのか。住民説明会でも町長はつきりと説明してないんです。最後には、残しますなんて言ってませんっていうこと言っちゃったんですから、そこはもういいです言い訳になると思いますから。この時期にやる理由、再度この場で明確に答えていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども梶田議員の質問にもお答えをさせていただきました。40数年という長い経過をたどって、公社が経営を辞められるという状況を受けて、この機会に新しい発想を自由な発想の中でしっかりと経営をしていただけるということを期待をしてのことでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 議長、長くならないようにします。結局質問しても答えないんです。住民説明会の時もそうでした。繰り返しになるんですけど公社が決めたから、公社と合意したんだっていうところが、もう町長、副町長絶対使わないでください。3つの条件、26年から幾度にわたって公社と協議してきて、その途中経過も議会に一切無し、あるときは議会に言われたからこうするんだ。で議会には公社がこう言ったからこうするんだ。公社からもいろいろ要望も含めて町長にお

願いも含めて伝えてきて、最終的に町長の考えを示してくれといった3つの条件、今年度で公社が閉めると決めるんだったら、その係る経費、ようはお金は出してもいいですよということを飲まざるを得ない状況まで追い込まれたんです。俺たち破産したんだっていう理事の人達もいます。破産に追い込まれたんだっていう思いもあるんです。だから今その詭弁のような誤魔化しのような答弁は今後一切しないでください。まだはっきりこの時期に今日ここで廃止条例を強行的に住民感情も逆なでしたまま出すというのは、到底納得できるものではありません。あの時に町長、夜中の1時、2時くらいの最後のほうに議会に相談するんだと。じゃ議会とはどこなんですかですか。常任委員会正副委員長です。いつの段階でその常任委員会正副委員長に相談したか教えていただきたいと思っています。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これまで経営改善に伴って、随分と指定管理料を下げていただいていたと。しかしそれもなかなか思うに任せずですね、逆に今度指定管理料を上げなければ経営をやっていけないという状況になりました。私たちとしては、町民の皆さんの言うてみれば血税です。どんどん際限も無く上げていくということには、これはなりません。ご承知のようにここには2つの温泉宿泊施設ございます。北檜山の方は3,000万円近い累積赤字を背負いながらも、今しっかり経営を立て直してきております。しかし公社については数100万円というふうになるんだと思いますが、これまでも経営体質、経営基盤の強化というものをお願いをしてきたところでございますが、残念ながらそういうふうにはならなかったということでございます。そういったことで町の経営ではございませんので、これは民間の経営でありますから、その最終的な結論については、それぞれがしっかり判断されたものというふうに受け止めているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、総務厚生常任委員会にきちんと報告をしました時期というはいつですかという質問でございますので。

○町長（高橋貞光君） 総務厚生常任委員会には、最初は副町長申し上げましたように20日の説明会終わってからということでございました。実際には、20日では終われなくて21日まで掛かっておりますが、21日に相談をさせていただきました。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございますか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） お二方から大変立派な研ぎ澄まされた質疑があったと思います。できるだけ重ならないようにお尋ねしたいと思います。

まず第1点目なんですが、一般財団法人貝取潤温泉公社との間で公社の経営から撤退する時点で、国民宿舎あわび山荘を廃止するということは合意事項であるとおっしゃいましたね。そういう合意事項がどこに存在するんですか。存在するのであれば書面で明確に示していただきたいと思います。私どもの理解は、大筋合意ということとはできているようでありますけれども、山荘を廃止するという合意事項があるとは聞いておりませんので、町長一つこれは書面で示してください。言葉だけじゃだめですからね。

それから2つ目、先ほど担当課長がこういう表現したんです。宿泊部門を町が引き続き運営するんだと。こういう表現したんですよ。これは宿泊部門を捨てる条例なんです。存続するのは温浴部

分だけですから、これそこをそういうふうと言っちゃったら大変でしょ。ようするに今度の条例は、温泉浴場部分は町が責任持って経営するけれども、宿泊、宴会部門は自らの責任は捨てる、廃止すると、こういうことなんです。担当課長の説明不正確だと思いますので、これはご訂正を願いたいと思います。それから住民から継続の要望があったので、それを受け止めてこうした提案をしている。これ町長おかしくありませんか。あなたの発言なんですよ。宿泊、宴会部門を継続してほしい、こういうことで1,700人の住民からの署名、要望書がありました。そのほかに宿泊客を中心に、1,000名の方から国民宿舎あわび山荘を継続してほしいという要望が挙がりました。これ2,700名です。その要望を受けて宿泊、宴会部門は廃止するとあなたおっしゃったんです。そのことが何で継続の要望を受け止めてこうした形になるっていうんですか。これは黒い状態を白だって説明するのと同じですよ。これも訂正をお願いしたいと思うんです。

4つ目になりますが、2度の住民説明会で住民は最後まで納得しませんでした。これ町長自身が認めたとおりであります。それでも一方的に国民宿舎を廃止する条例を提案するというご判断をなさっているは、なんなんですか。そこに客観的な理由があれば改めてご説明を願いたいと思います。

とりあえず1回目の質問です。

○議長（真柄克紀君） 今菅原議員から質問あった中で2点、答弁の訂正があればこれを認めますが、いかがですか。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 宿泊部門を町が引き続き経営することからと言ったかと思うんですけども、温泉部門を町が引き続き経営することからというふうに訂正をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） もう1点、町長の発言の合理性、それについて答弁願います。

○町長（高橋貞光君） 町民の皆さんのご要望を受けての答弁のお話だというふうに思いますが、これにつきましては、町民の皆さんが引き続き宿泊施設もやってほしいという要望がございました。山荘を廃止しても同じようなサービスを継続できるようにということで、新しい業者にそうした運営を、お願いしたいということでございます。

○議長（真柄克紀君） もう1点、正式な合意書類の提出について、これ町側可能ですか。時間調整必要ですか、町側で検討して、いいですか休憩とりたいと思いますけど、よろしいですか。

それではただ今より10分間休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時08分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど議会側から要望した資料が町から提出されましたので、これより配付いたします。

（資料配付中）

○議長（真柄克紀君） 配付漏れございませんか。

ないようですので、これより町側にこの書類についての説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 菅原議員の１点目の国民宿舎を廃止する事項についてのご質問、これは議会運営委員会の中での私の発言だというふうに思いますけれども、ただいま配付いたしました合意書の資料の中で、１として宿泊部門の廃止、それから２の宿泊部門の廃止に伴う債務負担、こういうことがございますので、私は、これらのことから国民宿舎を廃止するとういう発言をさせていただいたところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○１１番（菅原義幸君） 再質問に入る前に今の答弁の中身を確認させていただいてよろしいですか。

○議長（真柄克紀君） よろしいです。

○１１番（菅原義幸君） 町長、私の質問に答えてないんです。私が言っているのは、宿泊部門、宴会部門の継続をお願いしたいという要望してるんですよって言っているんです。それなのにあなたは宿泊部門、宴会部門を廃止するわけです。だってこれ附則で国民宿舎条例を廃止すると言っているわけでしょ。だから住民の要望、廃止しないでくれということと真逆の態度取っているんです。それがなんで住民の要望に応えた措置だということになるのかという単純なことを私聞いてるんです。これは議長きちんと説明させてください。それからこの合意書今出てきましたけれども、この合意書を悪用したらダメです。これは貝取潤温泉公社として自分が経営から撤退するということを行っているんです。別に貝取潤温泉公社が町の条例としての国民宿舎条例を廃止するんだという意味で言ってるんじゃないんです。これは山荘の理事者が言っているんです。我々は撤退するけれども、国民宿舎は引き続き違う方がいれば経営してほしいというだけですと。この書面をもって公社の方々条例上、国民宿舎を廃止するということに同意しているんだっていうんであれば、これは双方で詰めてその点の確認しなければ議会としては了解できません。そういう文言になってないんです。これ廃止という意味は、あくまでも自分たちがこの経営から撤退しますという意味で、町と合意を交わしたと言っているんですから、そのところをきちんと整理をしませんと、後々町長が答弁したこと全部会議録に残って、後日法的な争いになった時には、一つの証拠書類として残るわけですから、だから正確にさせていただかなければ、これは納得できませんので、まず最初の質問の不十分な点の補充を求めたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 私、補充の質問を認めておりますので今の２件について、町側から合理的な説明を求めます。

○副町長（佐々木正則君） 答弁調整をお願いします。

○議長（真柄克紀君） どうぞ、じっくりと時間かけて結構ですから、混乱のないような答弁よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後３時１４分

再開 午後３時４５分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの菅原議員の質問に対する再答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） まず誤解があります。私の言い方もまずかったのかもしれませんが、再度訂正して報告をさせていただきます。まず一般財団法人貝取潤温泉公社につきましては、これは10月末で公社は業務を辞めるという、これは温泉公社の決定でございます。それを受けまして、町は引き続き温浴施設、以前から温浴施設については、町が責任を持ってやるというお話をしております。これに加えて宿泊の継続をとという願いもありました。一部といいますか、もう一つは、そのまま貝取潤温泉公社、国民宿舎あわび山荘を残してくれという要望もございました。そうしたことを受けて町としては、国民宿舎の条例を廃止して無償で宿泊部門を無償賃貸の形で自由に新しい発想で時代のニーズに合った経営をしていただきたいということから、こうした町側の考えとして提案をさせていただいているところございまして、この件につきましては、総務厚生常任委員会でも、それを説明させていただいております。

今回、追加提案ということで、議会の審議をいただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問に入る前にもう一回いいですか。結局さっきの答弁と何も変わってないんです。同じことを繰り返してるだけでしょ。私が聞いているのは単純明快なんです。国民宿舎あわび山荘を廃止するというのは、公社との合意事項だと言ってるから、国民宿舎あわび山荘を廃止する。これは条例上の問題になりますから、こういう合意はされてないでしょ。そのことだけを単純明快におっしゃればいいわけですよ。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） その部分については訂正をさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 随分時間かかりましたけども訂正しないよりは、訂正したほうがいいわけですよ。それで再度の質問に入る前に存続の要望を受け止めて、要するに前に進めるための提案をこのようにしてるんだっていうけれども、そこは真逆でしょ。真逆なのを提案してるんだっていうなら、それはそれでいいんです。だけど町長の答弁を聞くと、その思いをすくって前に進めるための提案をしているんだと、こういうことなんだけれども、それは一旦その提案は否定してるわけです。国民宿舎あわび山荘の宴会、宿泊部門は廃止するんだから。私はそういう要望は出たけれども、その思いには答えられません。それで廃止の提案を私はしてるんですというふうに説明するならわかりますよって言っているんです。どうですか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず私たちの考えとしましては、温浴施設を責任をもって運営していくという当初考えでございました。そうした中で地元の町民から、そうした要望が出されております。そこで私たちの考えと町民の地域の皆さんの考えと、どうしたらお互いの考えをうまくやれるかなと、いろいろ知恵を絞ったわけでございます。そうした中で宿泊施設につきましては、これは無償貸与で公募すると。温浴施設については指定管理ですという提案をさせていただいているとことでご

ざいます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そろそろ2つ目に入ります。町長、今回の条例の提案の1番眼目になるのは何だと思います。いろいろ表現の仕方ありますけれども、1番の眼目は国民宿舎は廃止することなんです。それが中心問題なんです。いろいろな言い方や説明や理由の付け方あるでしょうけれども、この度のこの条例は40年間続いた国民宿舎あわび山荘という名称ですが、廃止する条例だということなんです。これを大成区民や施設の利用者は廃止しないでほしいと。要するに宿泊、温浴部門は継続をしてくださいということなんです。なぜ廃止かと言いますと、要するに公的財産をカットして普通財産にできてしまっていて、あとはタダで貸してあげますと、あなた方のほうで、宿泊、宴会やってくださいということを温浴部門の指定管理業者に委ねるわけです。そこでどういうことになるかと言いますと、町が国民宿舎を運営する責任というのはスパンと消えるんです。無くなるんですこれは。だから民間の業者に宿泊、宴会部門の責任を丸投げすることになるんじゃないですかという指摘が出てくるわけです。町長はサービスは後退しないように頼むんだと、頑張ってもらおうんだと言うけれども、民間業者の責任の問題を言っているんじゃないんです。民間業者の経営努力や、いろいろな才覚のことを言っているんじゃないです。町の行政上の責任、政策として国民宿舎を運営してきたその責任を、今回廃止するんだということについて、そこに住民の皆さんが同意をしていないんですと申し上げているんです。だから俺の考え方は廃止するっていうんだからどうだということのも一つの論法だと思います。そういう町長も全国各地探せば複数いるのかもしれないけれども、私はあなたにそういう行政をやってほしいと思ってません。やっぱりまた話戻りますが、選挙の時には、あなた改築のための課題整備を推進するとおっしゃってたわけだし、皆さん期待してるわけです。それから山荘を無くしませんという公約を言葉であちらこちらで言ってるわけですから、少なくとも私は今、今日ただ今この時点で強引に議会に提出して、いずれ決まるでしょうが、今この時点でどうしても提案しなければならない何か特段の理由があるんですかって聞いているんです。先ほど梶田議員もおっしゃってましたが、今年は1,600万という予算がすでに議決をされていて、現在の国民宿舎条例も生きてるわけですから、そのままの流れの中で、11月に後続の指定管理者を募集して、多分、手を上げる方いらっしゃると思いますけれども、一般財団法人貝取潤温泉公社と同じ条件、仕組みの中でとりあえず3月31日までやったらどうですかと、何のそこに支障も私は無いと思うんですが、特段の継続しがたい客観的な理由があるんですかということを知っているんです。そこも含めてご答弁を願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずこれまでの公社の経営でこれからもずっとこのままでいいと思っておられる議員の皆さんはおらないというふうに思います。やはり今の状態を改善をするという必要は当然、皆さんもお考えのことと、そういう理解をしているものと思います。そこで今回、公社が経営から降りられるというこのタイミングで、40年間続けてきた、こうした考え方を一掃して新しい考え方で、しっかり次に経営をしていただくという取り組みを今しようとしているところでございます。これは町の考えです。町側の考えでそういう気持ちで今回条例の提案等をさせていただいている。今までのような形でいくと、どうしても甘えも出てくる一方では、この自立をするという

ところになかなか向かわないと。これまでいろいろ私たちも協力をしながら経営改善、あるいは経営基盤の強化というものを目指してまいりましたが、実効性の上がるような取り組みにはならなかったと。これをぜひ今回、改善をしたいという強い思いで提案をさせていただいているところでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 3回目です。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の説明になってませんので、再度お尋ねしておきます。経営体質の改善ということをおっしゃいましたけども、理由があるんです、なぜ採算合わないかっていうのは。一つは建物が古すぎて顧客のニーズに合わないという問題あるんです。今のままで誰がどう逆立ちしたって多分合わないと思いますよ。だからコンパクトでもいいから新しい国民宿舎に建替えてほしいという要望を一般財団法人の側から一貫して要求されているわけです。馬鹿でかいとんでもないものを要求しているわけでない。極めてコンパクトで今のニーズに合った、少なくとも個室にバス、トイレ付いた利便性のあるものに変えて、全体としてリフォームといいますか、新しいものを建てて欲しいと。この問題解決しないと宿泊部門の根本的な改善私は無理だと思います。

2つ目、現状のままで頑張れというのであれば400万何でカットするんですか。1,600万でも厳しいと言っているんですから、それが1,400万なり、1,450万なりという意味ならわかりますが、きっちり400万カットして、温浴部門だけ1,200万年間で指定管理者としてやりなさいよ。あとは建物タダで貸してやるから、宴会、宿泊部門続けなさいっていうんだから究極の押しつけになりませんか。私ね新しい法人立ち上げた方が、先ほども言いましたが国民宿舎は無くしないでくれと、そしてもし1,200万でやれと言われても不安ですということを皆さんの前でおっしゃったわけです。それは不安だと思います。今まで支配人として1,600万でやっていたのに、今度は400万カットされて1,200万は温浴部門だけですから、肝心要の宿泊部門は、要するに自社努力でやりなさいということですから、私かなり無理があると思うんです。正直言って。それでも町長は俺の考え方だとおっしゃるのであれば、それを一つの行政の進め方なんだろうと思いますが、そうすべきでないと思います私は。そここのところもっと現在の公社の人達とも新法人の方々とも、それから大成区民の方々とも膝を突合せてよく議論をして、そうかという一つの合意点に達した段階で措置したらどうかと、少なくとも現段階では現行どおりの条件で11月から指定管理を募集すべきだというふうに思いますので、お答えを願います。これで3回目の質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず今の施設では経営をすることは困難だという話でございました。昔のように、今の時代、町が建物を建てて、さあ経営をしてくれとそういう時代ではもうなくなってきております。やはり起業してこうした事業をやるという事業者については、やはり自らそういう施設投資をして経営をするというのが本来の姿。しかしこういう経過がありますから、私としては、これまでも議会にお話をしており、江差方式あるいは熊石方式で自らこの施設整備をして町がそれに支援をするという形で進めたいというふうにお話をしてきたところでございます。これは

今も変わっておりません。今回、どなたが受けられるかまだわかりませんが、そうした中でしっかりと経営をされて、さらにそういった方向に事業を展開していくという強い、良い経営をされるとされた時には、そういったことをぜひ応援してみたいと、これからのそうした経営に大きな期待を寄せているところでございます。

それから400万円減らしたというお話がございました。菅原副議長もご存じのように1,300万で経営は無理と、できないということで実は300万、30年度増やした、そういう経過がございます。したがって400万減らしたのではございません。そういったことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございますか。

平澤議員。

○10番（平澤 等君君） ただ今の案件に関し、それぞれ3人の方から貴重なご意見を伺いました。私はこの今の出された提案につきまして、貝取潤温泉公社とのこの約束というか、合意、これに応じた中での条例変更ということについては理解する者の1人でございます。ただその中で、やはり一番大事になってというか、地域もしくはせたま町の入浴者、それから会食するために、そしてまた宿泊する、そういった方に不便をかけてはならないと。今町長の答弁そして質問者の質問内容聞いてみても、こういった11月以降、10月で閉めた以降についてそういった町民に不便がかかってはならない。また町長の答弁にもそういうのが無いように努力するということ言ってますが、そういった点で今念のためその部分についてお聞きしたいと思います。それが1点。

もう1点でございますけども、以前からこの会議体の中では公設公営は無理であると、しかし公設民営であれば町としては精一杯の支援、その分については支援すると。先ほど冒頭町長の発言の中にも民営でやる中で、施設を更新するもしくは改築するに関しては町としては最大限の努力を、支援を惜しまないというふうな発言があったように思います。そういった点で2点念のためにお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは先ほど答弁でも申し上げました。そういった形でこの町民の皆さんの利用を何とか、そうした宿泊施設の利用を引き続きできるようにこれからしっかり取り組んでいきたいということ。

それから新しい施設を仮に事業者が施設整備をして、頑張るというときには、それは町としてしっかりと応援をしていきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 私は4月に当選させていただいて、議員として国民宿舎あわび山荘の件につきましては、私が所属しております総務厚生常任委員会の中で8月5日そして9月5日と2回にわたって町から提案ということで協議をして、いろいろな課題、そしてまたこれまでの経過、そして今後における運営についていろいろ総務厚生の中で、私なりに調べさせてもらいながら議論、協議もさせていただきました。やはり40数年の町民が利用された憩いの場としての愛着ある施設が、変更になるといいますか、町民の皆さん方にとりましては、リスクを伴うような状況ということに

ついては、抵抗といいますか、何とかしてほしいというものが、これは地域に住んでいる方にとっては、それは当たり前だろうと思うわけでございます。しかし本当に老朽化が進んで、これからどんどんどんどんお客様のニーズに合う環境整備するとなりますと、相当な経費がかかっていくということで、基本的には第三セクターという要素が指定管理の中でも行政の立場からするとあるわけございまして、今やはり総務省でも平成26年に第三セクターの一つ考え方といいますか、いろいろな検証だとか、いろいろな指標が出されているというふうに私も調べさせていただきました。その中ではこれからの財政、身の丈に合った財政規模の中で運営できるのであれば、これはやはりそういうサービスを続けて行く必要があるだろうということで、それは検討に値することになるかどうかというふうには思いますけれども、私はやはりこれまでの総務厚生常任委員会の中で町長の提案、苦渋の選択としてこのような道を取らざるを得ないんだということも、思いから、考え方から提案されたものかと思っておりました。けれども地域の人方をそれに納得させるような努力、これはやはり本当に時間が足りないんです。やはりきちんと時間を取りながら、そしてこういうことだろうということで理解されるような、汗も掻くような努力をしてほしいなと思って、そして2回の説明会、道新でも出されましたけれども、あれもやはり本当に町民の声もあります。町が一方的に解散したのかという新聞記事でした。ですからその辺が町民の皆さん方もそういうふうに思われるわけです。強引に進めたのかというなんか流れが見えます。ですからその辺のことがそうでないんだよということの説明責任というものをしていかなきゃならないと思いますし、何よりもやはり大成区の町民の皆さん方に希望と光と夢と、そして安心して不安のないように、そういう心の豊かさといいますか、そういうものの、お互いに信頼し合うというそういうための努力というものは、これからきちんと執っていく必要があるのかと思うわけです。やはり今の姿を見るとやはり強引な、一方的だというふうに、これはやはりまちづくりに協力していただける、参画をしていただける町民の皆さんにとっては、マイナスな流れだというふうに私は感じております。私は総務厚生常任委員会の中で示された提案については理解をいたしまして、やはり去年の10月ぐらいから議会の中でも、いろいろ議論されてきて今日を迎えているということもあります。その中でも、やはり今煮詰まった中で、そういう切り替えといいますか、改善改革するんだと、町長の思いもあるようでございますので、私は大成区の町民の皆さんばかりでなくて、せたな町民全体の大切な財産ということで私は思っておりますので、やはり一歩進んだ中での、そして新しい取り組みに向けた、更にやはりいろいろな問題、課題があったならば、それをきちんと応えていく。そしてそれを受け止めてやるということが、私は大成区の皆さんにとりましても、またせたな町民の皆さんにとりましても、大切なことだと。そういう姿勢というものをきちんと出してもらいたいと思うわけでございます。私は3月までという議論今出ましたけども、これは総務厚生常任委員会中ではそういう話が出ておりませんでした。

（「議事進行」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 常任委員会は、あくまでも継続になってますし、そういう意見も出てますから、今、質問事項がこちらで聞いていてもわからないので、議長そこを整理してください。

○議長（真柄克紀君） 道高議員に申し上げます。

議会ルールとして質問は質問として端的に言っていただかないと、討論と質問がごちゃごちゃになるような感じに聞こえておりますので、質疑のポイントをきちんと明確にしていっていただきたいと思います。

○6番（道高 勉君） わからないものですません。それでやはり第三セクターという町の基本的な考え方、こういったものについてこれからやはり大きな財政改革を行う中で、どういった考え方でこれからこういった問題、捉えていこうとしてるのか、伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今ご質問のありました第三セクターについてでございますけれども、これは以前から地域振興の手法ということで随分、取り沙汰された時期だったというふうに思いますけれども、今の状況といいますか、この世の中と言いますか、社会情勢の中ではどうかなというふうに個人的には思ってますので、ただ、今ご質問がございましたので協議をさせていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 本当に町としてもこれからのこういった大きな課題のものが出てまいります。やっぱりこういう施設のあり方についても、今後やはり大きな問題といいますか、我が町にとりましては、さまざまな施設ありますけれども一つ一つ適切な判断の中で、町民の皆さんのご理解の中で進めていく必要があるのかというふうに思いますが、私はこの課題について、やっぱり大きな転換ということなんですけども、それについて町長の改革に向けた取り組みについて、どのようにまた今後考えていられるのかを伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） すいません今の第三セクターということでございますが、貝取潤温泉公社につきましては第三セクターではございませんので、その点、答弁が的確でなかったかもしれませんが、そういうことでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 当町にはたくさんの公の施設がございます。すべて旧町から引き継いだ施設でございます。こうした公の施設につきましては、それぞれ目的があるわけでございますが、目的に応じた管理の仕方というのを進めていかなければならないと思っております。あくまでも町がしっかり管理しなければならない施設、それと民間の力で運営をしていった方が良い施設と、さまざまあるかと思えます。その辺の仕分けをしながらしっかり住民サービスの提供に努めていきたいという思でございます。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございませんか。ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） それではこれで質疑を終結します。

これより討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 反対をいたします。簡単に申し上げます。一つは存続を要望する関係住民の思いに全く反することが第1です。

第2、あなたが選挙で公約した存続する。あるいは改築向けの課題を促進する。この公約に真っ向から反する行為であります。

3点目、もしそうするにしても住民の納得と合意が前提であります。今のやり方は拙速であり、住民が理解しようとしまいと強引に国民宿舎は廃止するんだという町長の政治姿勢有り有りであります。これらを認めるわけにはいきませんので反対いたします。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論ございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） これまでも十分この問題については議論もされてきているということで、町民の皆さん方も反対の方もいらっしゃるんですけど、それに理解されている町民もいらっしゃるという声を私は聞いております。これはこのスケジュールとおりに進めていただいて、そして町民の皆さん方に新しいビジョンとして託すということで、期待をして賛成討論とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 続いて反対討論を認めます。

石原議員。

○9番（石原広務君） 単純に申し上げます。大成区民を欺いた公約違反、これに尽きます。これに関しては反対します。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論を認めます。

横山議員。

○8番（横山一康君） 私は、この条例について賛成の立場で討論させていただきたいと思います。国民宿舎あわび山荘の件に関しましては、町側の方針が示された中で、これまで貝取潤温泉公社と真摯な協議がなされてきたものと理解しております。また議会側としまして、町側の方針を予算審査特別委員会、そして総務厚生常任委員会等でしっかり議論し、一定の理解に至ったものと思っております。さらに宿泊部門に関しまして、今後、経営者を公募し民間の知恵や活力で更なるサービスの向上が期待できるものと思います。今後も大成区民はもとより、せтана町民全体の健康増進、そしてコミュニケーションの場、憩いの場となることを期待して、応援していきたいと思います。

以上の理由により、この原案に賛成したいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて反対討論を認めます。

梶田議員。

○委員（梶田道廣君） 来年3月までの指定管理料が決定されている中で、今これを廃止することは大成区民が理解、了解していないこの中でこの件が通ることに対しては反対を表明いたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論があればそれを許します。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 私は、せтана町貝取潤公営温泉浴場条例の制定に対し賛成の立場で討論を行います。国民宿舎あわび山荘については、まちづくり計画調査特別委員会で国民宿舎あわび山荘の今後のあり方について町の方針が示された中で、同特別委員会でも調査結果を踏まえながら貝取潤温泉公社と協議を重ねてきております。予算審査特別委員会においても貝取潤温泉公社と町との合意事項が確認され、今日に至ったものと理解しております。

(不規則発言あり)

○10番(平澤 等君) 議長、不規則発言抑えてください。

○議長(真柄克紀君) 指摘しておきます。

○10番(平澤 等君) 今後においては宿泊部門は、新たな民間参入を公募するとともに、日帰り温浴施設は、町が管理運営する新たな体制でスタートすることは、民間事業者の自由な発想を助長し、これまでに増して経営が期待できるものであります。

以上申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長(真柄克紀君) ほかに討論希望ございますか。ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) なければ討論を終結いたします。

これより議案第14号について起立により採決いたします。

お諮りします。

本案について原案どおり可決することに賛成の方の起立を願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号

○議長(真柄克紀君) 日程第15、議案第15号令和元年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に514万5,000円を追加し、補正後の予算総額を90億1,504万円とするものでございます。

その内容でございますが、貝取澗公営温泉浴場に係る指定管理料、国民宿舎あわび山荘の指定管理料の精査など、当面必用とする経費について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野英也君) それでは議案第15号令和元年度せたな町一般会計補正予算(第5号)の内容について説明いたします。

はじめに議案その5、9ページ歳出から説明いたします。4款衛生費、1項保健衛生費、6目公営温泉浴場管理費514万5,000円の追加でございます。12節役務費では、公衆浴場営業許可申請等の手数料として14万5,000円の追加でございます。13節委託料では、貝取澗公営温泉浴場の施設指定管理料として500万円の追加をお願いするものでございます。

7 款 1 項とともに商工費、4 目国民宿舍あわび山荘管理費、1 3 節委託料では、国民宿舍あわび山荘の指定管理者である一般財団法人貝取潤温泉公社が 1 0 月末で解散することから、施設指定管理料の精査により 6 6 7 万円を減額するものでございます。1 9 節負担金補助及び交付金では、一般財団法人貝取潤温泉公社の解散に伴う合意書に基づいた債務の負担金として 6 6 7 万円を追加するものでございます。

これにかかわる歳入でございますが、戻りまして 8 ページです。9 款 1 項 1 目とともに、地方交付税において、普通交付税 5 1 4 万 5, 0 0 0 円を追加して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○9 番（石原広務君） 9 ページの負担金補助及び交付金 6 6 7 万この詳細、公社側と協議して何をどこにどれが幾ら、その詳細ある程度わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 詳細については詰めておりません。これから 1 0 月末で閉めまして、そのあといろいろと詰めて、そのあとの精算は、公社が解散した時に、その残額は町に帰属するとなっておりますので、概算払いで公社に負担金として払うものでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9 番（石原広務君） これから詰めるということですが、これで間に合うというふうに担当課は解釈してるということですか。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 公社のほうとも協議しまして、これで間に合いそうだというふうには聞いています。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9 番（石原広務君） 詰めてない割にはそこまで言い切る何か、それこそ詳細があるからそこまで断言できるわけですね。そこを資料として出せるんだったら今でなくてもいいですけど出してください。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 資料としては、うちは持ってませんけども、公社の事務担当と協議しまして、この数字を提案したものでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望。

梶田議員。

○委員（梶田道廣君） 関連になるんですけども、これでだいたい間に合うんじゃないかというようなお話でしたけれども、これ以上出た場合にはどういうふうなお考えなのかお聞かせください。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） これ以上出た場合には精算として予算を見ていただくことになるかと思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 16 意見書案第 1 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 16、意見書案第 1 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○10 番（平澤 等君） 意見書案でございます。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要がある。

よって下記 3 点について意見書案を出します。1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業、木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県、市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業、木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実、強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これから採決をいたします。

お諮りします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、意見案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第17 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第18 発議第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、発議第2号議員の派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案書に記載されている研修会等に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

これで本定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で和元年第３回せたな町議会定例会を閉会いたします。
長時間どうもご苦労さまでした。

閉会 午後４時３４分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年10月31日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 道 高 勉

署 名 議 員 大 湯 圓 郷